

## むつ市議会第214回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成24年12月7日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）8番 佐賀英生 議員

（2）15番 中村正志 議員

（3）2番 横垣成年 議員

（4）13番 濱田栄子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	上	路	德	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
17番	村	中	徹	也	18番	大	瀧	次	男
19番	富	岡		修	20番	佐々	木	隆	徳
21番	富	岡	幸	夫	22番	鎌	田	ちよ	子
23番	菊	池	光	弘	24番	岡	崎	健	吾
25番	白	井	二	郎	26番	山	本	留	義

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一	郎	副市長	新	谷	加	水
教育長	遠	島			進	公営企業者 管理員	遠	藤	雪	夫
選挙管理委員会 委員長	畑	中	政	勝		農委 職員職務代理	畑	中	重	宏
総務政策部長	伊	藤	道	郎		財務部長	下	山	益	雄
民生部長	奥	川	清	次	郎	保健福祉部	松	尾	秀	一
経済部長	澤	谷	松	夫		建設部長	鏡	谷		晃
川内庁舎長	布	施	恒	夫		大畑庁舎長	工	藤	治	彦
協野所長	猪	口	和	則		会管総政理出 納室	大	橋		誠
選挙事務局 局長	氣	田	憲	彦		監査委員局長	星		久	南
農委事務局 委員長	山	口	勝	美		教育部長	齋	藤	秀	人

業長道長	齊	藤	鐘	司	務部策監携長	花	山	俊	春
企業	石	野		了	策進連	竹	山	清	信
水務	古	川	俊	子	民生進	笠	井	哲	哉
局下部	二本	柳		茂	民政推	小	鳥	孝	之
財政推	室	館	幸	一	經政推	柳	谷	孝	志
保福政推	野	藤	賀	範	教委事政推	高	橋		聖
經副農課	氏	家		剛	總政總	木	村	善	弘
教委事副學課	畑	中	秀	樹	總政企課	加	藤	直	紹
總政總	東		雄	二	財管	井	田	敦	子
財政	畑	中		誠	民生金主	雪	田	一	彦
民生課	二本	柳		茂	保福介課	大	厨	音	彦
環境課	坂	井		隆	經農水總	松	宮	康	則
經濟課	飯	田	一	彦	大市課	栗	橋	恒	平
經農水總					教委事總				
經農水總					總政總主				
大產課									
教委事學教主指									

事務局職員出席者

事務局長	須	藤	徹	哉	次	長	柳	田	論	
総括主幹	濱	田	賢	一	主任主査		小	林	睦	子
主任主査	石	田	隆	司	主	査	村	口	一	也

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（山本留義） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

## ◎日程第1 一般質問

○議長（山本留義） 日程第1 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより佐賀英生議員、中村正志議員、横垣成年議員、瀨田栄子議員、浅利竹二郎議員、村中徹也議員、鎌田ちよ子議員、工藤孝夫議員、佐々木隆徳議員、菊池光弘議員、東健而議員、目時睦男議員の順となっております。

本日は、佐賀英生議員、中村正志議員、横垣成年議員、瀨田栄子議員の一般質問を行います。

## ◎佐賀英生議員

○議長（山本留義） まず、佐賀英生議員の登壇を求めます。8番佐賀英生議員。

（8番 佐賀英生議員登壇）

○8番（佐賀英生） おはようございます。8番、市誠クラブの佐賀英生でございます。むつ市議会

第214回定例会に当たりまして、通告に従いまして一般質問させていただきます。理事者皆様の前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

さて、先般12月4日に第46回衆議院議員選挙が公示され、12党から小選挙区、比例代表区合わせて1,294人が立候補し、今の選挙制度が導入されてから最多の候補者と報道されておりました。

たくさんある課題の中で、主要争点は消費増税の賛否、原子力政策のあり方、環太平洋連携協定（TPP）の是非が問われており、本市においても深く関心のある施策と考えられ、将来や生活に直結するため、大事な選挙になろうかと思われま

す。本県からは、4区16人が立候補され、党の主張や自分の主義主張を訴え頑張っておられることと思われま

すが、いずれにしても国家国民のために私心を捨てて頑張ってもらいたいと思っております。

それでは、通告に従いまして、3項目6点について質問させていただきます。

まず、1項目めの教育行政についてであります。先般のむつ市議会第213回定例会の一般質問でも取り上げさせていただきましたが、いじめ問題の件についてであります。国も県も、そして地方自治体も、猛烈な世論の後押しもあり、このいじめ問題には積極的には取り組んではいるものの、いまだ沈静化に向かっておらず、前回の一般質問の後からでもかなりの事件が報道されております。埼玉県川越市では、暴力的いじめを受け、意識不明の状態、兵庫県川西市では高校2年生が自殺、愛知県弥富市では損害賠償など、取り上げれば切りがなく、一刻も早い地域を巻き込んだ対策の具現化が必要かと思っております。

そこで私は、今全国的に起こっている条例の制定ができないかと思っているところでありま

す。岐阜県の可児市が全国で初めて市民を巻き込み、

義務化し、8,881人の小・中学生を地域全体で守るという趣旨の条例を可児市議会が全会一致で今年10月に成立させました。たくさんある項目の中で特筆すべきは3点あり、第1点に、保護者は、いじめが許されない行為だということを子供に理解をさせる義務がある、第2点に、市民がいじめを発見したときは、市や学校などに速やかに通報、相談する義務がある、第3点に、市民からの通報をもとに調査を行う第三者による委員会を常設するという3点が特徴的で、特に保護者や市民に義務を課しているところに私は本気度を感じます。

この条例は、現市長の富田成輝氏がいじめ撲滅を公約に2年前に当選してからつくり上げた条例で、背景には当時中学1年生の女の子が上級生からいじめを受けており、上級生がスーパーの駐車場で裸にしたり、石に縛りつけて裸にした写真をメール配信したことが発覚し、当時の校長らが詳細なコメントをできないということから問題になったという事件を発端としております。

先般いじめについて調べておりましたら、新しい単語を発見しましたので、お知らせをいたします。スクールカースト制度という文言です。何となく意味合いは理解できますが、内容までわかりませんので、調べましたところ、主に中学、高校で発生する人気の身分階層とのことです。いまだに根強い影響力を持つインドの階級制度カースト制度に酷似していることから名づけられたとのことでした。

スクールカーストにおける身分階層は、人気を軸に構成され、特定の間関係市場における、その人間の市場価値ということだそうです。中高生にとっては、一緒にいておもしろいこと、外見的魅力にすぐれていること、運動能力が高いことなどが市場の価値を持ちやすいため、スクールカースト上位層は、自然とそういった者で占められるということです。スクールカーストは、一般的に

はコミュニケーション能力を軸に構成されていると思われがちですが、上位層の中には他者を物のように扱う自己中、顔を武器に浮気を繰り返すといったものも若干含まれ、概念が自分とは異なるカテゴリーへの理解、協調、対話能力が高いと言いつけるには違和感があるものも含まれ、キャラの少ないものが下層となり、クラスの中でキャラ強制圧力が加えられ、場の期待感、空気をつくり上げ、問題が発生する云々とあり、まだまだたくさん説明してありますが、時間の関係上はしよります。何となく大人の世界と似ているような気がします。ということは、大人もそういう感覚で子供たちに目を配っておけば何らかの信号は感じられるのではないのでしょうか。

とにもかくにもいじめを根絶させるために地域の方が強く関心を持ち、子供が訴えやすく相談しやすい環境をつくってあげることが大切だと考えております。

以上のことを踏まえ質問いたします。

(1)、現時点においてのいじめの状況について。

(2)、(仮称)むつ市子どもいじめ防止に関する条例の制定について。

以上、2点についてを教育長にお伺いいたします。

続きまして2項目目、保健行政、ジェネリック医薬品についてを質問いたします。我が国は、少子高齢化が顕著になってきており、年々医療費の増加が問題となってきております。よわいを重ねますと、若いころの無理があらわれたり、それ相当の老いが出てきて体に不調を来すことが多くなってきます。一部の国を除き高齢化が顕著な国は、医療費の増大に加え、当然のごとく医薬品代も比例し増大してきます。それは、国のみならず地方においても同様の現象が見られ、特に過疎地を中心とした地方の地方はより顕著です。医薬品代の

増大は、家計に大きな負担をもたらすだけでなく、地方財政にも大きく響いてきます。地方においては、大きな企業が少なく、社会保険の加入率は3分の1程度で、国民健康保険が都市部に比べて多くなっていることが実態だと思います。ましてや高齢化比率が高い自治体となると、顕著にあらわれてくるのではないのでしょうか。そこで私は、少しでも家庭と自治体が医療費の削減に努めるためにジェネリック医薬品の利用度を高め、経費削減に向けていけないかと考えております。

皆様ご承知のことだと思いますが、ジェネリック医薬品について少し説明をさせていただきます。

一般的に新薬の開発には、150億円とも200億円かかるとも言われており、開発企業は当然のごとくコストを解消するために独占的に製造、販売をいたします。この特許権の存続期間約20年から25年終了後に許可を得て製造される医薬品をジェネリック医薬品または後発医薬品といいます。ジェネリック、直訳しますと、一般的なもの、ブランドにとらわれないという意味で、製造には数千万円程度でできると言われており、新薬に比べて3割から7割程度で提供できるということです。世界的なジェネリック医薬品の普及は、世界保健機関の発表では、2009年度の資料、出荷ベースではありますが、日本が20%、アメリカ69%、イギリス61%、ドイツ64%となっております。ちなみに、日本の2011年度の出荷ベースは23.3%となっております。健康保険制度が各国違うので、一律に比較はできませんが、先進国の中で日本は極めて低い普及率と考えられます。ただし、3年前のデータですので、普及率はもう少し上がっていることとは思われます。

政府は、2012年度には30%に上げたいと発表しております。青森県の国保に見る医薬品数量のベースを見ますと、6月現在30.1%で、下北地域を

見れば26.1%となっておりますが、伸び率は6.5%と県の伸び率の2.5倍となっていることをつけ加えさせていただきます。

一方、ジェネリック医薬品に対して疑問点も指摘はされております。先ほど述べました特許についてですが、全ての特許が切れて普及されるのではなく、3点ある特許のうち、物質特許という成分の部分だけが許されているわけで、製法特許、製造特許が残っているわけです。医師の85%が品質、効果について疑問を持っており、有効性試験はあるものの、安全性試験に疑問を持っているということです。効能は保証されていますが、その製法、すなわちカプセルの厚みや錠剤の固め方、添加物などに対して保証されていないということです。採用率は自治体、国立病院、国立大学病院などは90%、私立大学は58.3%と低くなっており、採用を考えていないということも25%あるそうです。私は、薬価削減、受益者負担の軽減の観点から、ジェネリック医薬品の使用頻度を高めるべきと考えております。

以上のことを踏まえ質問いたします。

(1)、ジェネリック医薬品の使用を高め、医療費(薬価)の削減に努める考えはないか。

(2)、ジェネリック医薬品の使用、利用の年次目標を定めていく考えはないか。

以上、2点について市長にお伺いをいたします。

3項目めといたしまして、市民の安全対策についてお伺いいたします。店舗や住宅、道路ができることによって人々の動線が変わることはよくあることですが、交通事情が変わらなければ何も問題は無いのですが、動線が変わることにより交通事情に支障を来すということは住民の利益にはなりません。ましてやそれが子供やお年寄りの方に支障を来すこととなれば、早急に解決を望むところであります。

今や成人1人に車1台の時代となってきまし

た。車はとても便利なもので、私がもし自宅から市役所まで歩いて来るとすれば約5時間かかるところを、車で来れば20分程度で着くのですから、大変すばらしい乗り物だと思っております。しかし、車は時には凶器にもなり得る要素を持っており、鉄の塊ですから、人間に追突すると、当然のごとく生身の人間は負けてしまいます。誰もがかなり小なり車の事故を経験していることと思えますが、私もその一人で、雨の日に一時停止がしつかりなされていない車に後方を当てられ、少しへこんだ程度でありましたが、そういう事故も経験しております。ことしの春には、友人が同じ場所で同様の事故に遭い、夏には友達があわやの事故に遭いそうになっております。

事ほどさように大きな事故が起きないまでも、細かい事故が多発しているところが今回質問の1番目の中島9号線と伊勢堂1号線の交点で、住民多数から信号機設置の要望が多く寄せられております。その次に危険な箇所が上野線・水木沢3号線で、外港からバイパスに向かう交点で、道幅が広いうえに住宅が多く、近年子供たちの数もふえ、近隣の住民から多数の要望が来ております。町内からも要望が出ていることとは思いますが、15年近くも何ともならぬままに今日に至っております。道路の構造上、信号機の設置は難しいこととは思いますが、今以上の安全対策を施すべきと考えております。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

(1)、中島9号線と伊勢堂1号線の交点に信号機を取りつける考えはないか。

(2)、上野線・水木沢3号線に子供たちの安全確保のために緑のおばさんを配置できないか。

以上、2点について市長にお伺いをいたします。

以上、壇上での質問とさせていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 佐賀議員のご質問にお答えいたします。

質問事項1点目の教育行政につきましては、教育委員会から答弁をいたします。

次に、保健行政についてのご質問のうち、1点目のジェネリック医薬品の使用による医療費の削減についてお答えいたします。ジェネリック医薬品の使用促進につきましては、患者の負担軽減及び医療保険財政の改善につながるものと考えているところであります。国におきましては、平成19年10月に後発医薬品の安心使用促進のためのアクションプログラムを策定し、平成24年度までにジェネリック医薬品の数量シェアを30%以上とすることを目標としております。当市におきましても、国が策定したプログラムに基づき、これまで市政だよりなどによる広報、ジェネリック医薬品希望カードの配布など、普及啓発に努めてきたところであります。さらに、本年9月からは、ジェネリック医薬品利用差額通知事業を実施し、市民の皆様がジェネリック医薬品を使用した場合の軽減額をお知らせしておりますが、今後も継続して実施する予定となっております。この間、これらの使用促進事業の実施に当たり、市内医療機関等へ事前に説明をし、協力をお願いしてきたところであります。

医薬品は、傷病の治療上重要な役割を占めており、ジェネリック医薬品の使用は、患者と医師等が相談のうえ決めるものであります。市としましては患者負担軽減及び保険財政改善のため、市民の皆様のご理解を得ながら、なお一層普及促進を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

続いて、2点目の年次目標についてお答えいたします。先ほどお答えいたしました後発医薬品の安心使用促進のためのアクションプログラムでは、平成24年度までにジェネリック医薬品の数量



シェアを30%以上にするとしておりますが、平成25年度以降につきましても、使用促進のためのロードマップを作成する予定になっております。

当市のジェネリック医薬品の数量シェアは、平成23年8月診療分で20.9%、平成24年6月診療分で24.0%と国の目標に達していない状況であるものの、これまでの取り組みにより、徐々にその成果は上がってきていると認識しております。今後なるべく早期に目標を達成し、さらなる使用促進を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、市民の安全対策についてお答えいたします。ご質問の1点目、大畑小学校付近中島9号線と伊勢堂1号線が交差する交差点に信号機を取りつける考えはないかとのことでありますが、この箇所は大畑小学校の通学路にも指定されており、沿線には大畑庁舎、大畑体育館、大畑公民館並びに大畑警察官駐在所などの公共施設があり、交差点から北側には大型ショッピングセンター等の商業施設が開設され、交通量が多くなってきております。現在大畑警察官駐在所前には、歩行者横断用の押しボタン式信号機が設置されており、大畑庁舎寄りの交差点と大畑郵便局付近の交差点には交通整理員を配置し、児童の登下校時の交通安全確保に十分な配慮をしているところであります。

信号機の設置については、佐賀議員ご承知のとおり、毎年町内会、学校及び交通安全協会等からの要望により、むつ警察署並びに道路管理者と協議をした後、青森県に要望書を提出し、青森県公安委員会が関係機関の立ち会いを求めて現地診断を行い、設置の有無について判断する手順となっております。青森県公安委員会では、信号機設置の基本的要件について、1つに、道路構造として幅員、車線数、交差点間隔等が十分であるか、2点目として、交通環境として相当の交通量があること、3点目として、沿線環境として

人家等の密集状況はどうか、また近隣に学校、公共施設、娯楽施設等が設置されているか、4点目として、交通事故発生状況はどうかなどを総合的に勘案し、交通安全対策上必要な箇所を現地調査のうえ決定しているものであります。

ご質問の交差点については、青森県公安委員会の基本的要件についての地形的状況や社会情勢の変化に伴って設置が必要な箇所の一つと私は思っております。いずれにいたしましても、ご質問の交差点に信号機を設置すべきについては、住民の交通安全を図るため、むつ警察署と十分に協議をし、青森県公安委員会へ要望してまいりたいと思っております。

ご質問の2点目、上野線と水木沢3号線交差点に緑のおばさんを配置できないかであります。この交差点は佐賀議員ご承知のとおり、幅員が歩道を合わせ13.5メートルあり、緩やかにカーブしながらの坂道となっている上野線に水木沢3号線と上野線の側道、さらにはその側道に合流する上野7号線とが変則的に交わった交差点となっており、冬期間においては除雪した雪に見通しも非常に悪くなり、交通整理員の配置だけでは児童の登下校時の交通安全対策には難しいのではと考えているところであります。

この交差点については、ことし10月に通学時危険箇所として関係機関、関係団体の担当者が現地において検討会を実施したところであります。この交差点から150メートルほど北側、海側になりますが、北側に融雪用電気ヒーターが設置された歩道橋があることから、これを今後通学路として利用すべく通学路の変更をしております。また、この通学路では児童の通学の安全対策といたしまして、伊勢堂3号線歩道新設工事を実施しており、平成25年2月完成予定であります。今後においても、引き続き児童の登下校の交通安全に最善を尽くしたいと考えておりますので、ご理解を賜りた

いと存じます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 佐賀議員の教育行政についてのご質問にお答えします。

まず、ご質問の1点目、現時点においてのいじめの状況についてであります。今年度は、4月から11月末の時点までにおいて2件と報告を受けており、前回むつ市議会第213回定例会でお答えいたしました件数から増加はしていない状況にあります。

各学校におきましては、いじめを許さない学校づくりのために定期的な教育相談やアンケート調査の実施、道徳の時間を初め、生命や人権を大切にしている指導の充実を図り、全教育活動を通してきめ細やかな対応によっていじめ根絶に取り組んでいるところであります。

次に、ご質問の2点目、むつ市子どもいじめ防止に関する条例の制定についてであります。議員ご指摘の岐阜県可児市において成立いたしました可児市子どものいじめの防止に関する条例には、保護者や市民の責任を明記し、子供を取り巻く全ての関係者、関係機関が相互に連携して、いじめの防止に取り組んでいく方向性が示されております。

いじめの防止は、社会全体で取り組む重要課題であることを宣言した条例の制定は、子供たちのいじめの根絶に向けた可児市としての並々ならぬ決意のあらわれと受けとめております。

議員ご指摘のとおり、いじめを根絶するための対策として、可児市子どものいじめの防止に関する条例のようなむつ市子どものいじめの防止に関する条例の制定も一つの方策であると考えられますが、その制定を検討するに当たっては、学校、保護者、地域、さらには子供たち自身が何を望んでいるのか、そしてどのような手だてを講ずれば

その実効性が保障されるかなど、十分な調査、研究期間が必要であると考えております。

現在学校では、いじめを初めとする問題行動や不登校などの兆候を捉えた場合や問題行動等が発生した場合に、適切かつ迅速に対応するとともに、その要因を分析し、再発防止、未然防止に努めております。また、教育委員会といたしましても、いじめの防止及び解決に向けた取り組みを支援するために、いじめ相談窓口としてむつ市教育相談室の設置、スクールカウンセラー、むつ市教育相談支援員の派遣、学級生活満足度調査の実施、学校訪問による教職員への指導、助言など必要な体制を整えております。その結果、当市ではいじめの件数が減少していきいているものと考えております。

このような取り組みは、可児市の条例で学校や市が果たすべき責務として定めているところでもあります。

条例のあるなしにかかわらず、いじめの根絶に向けて今後も教育委員会と学校、関係機関、そして地域の方々と互いに連携し合い、地道に取り組んでいく所存であります。

現在小中一貫教育を推進するためのむつ市内9中学校ブロックにおきましては、各ブロックによって異なりますが、小・中合同懇談会等の開催、あるいは祭典時の小・中合同街頭指導、小・中合同行事における小・中PTAの協力等多様な問題行動等の予防や解決、児童・生徒の健全育成に向けた地域のネットワークづくりとその取り組みの推進に努め、地域の子供たちは地域で育てるという共通認識を図っているところであります。

教育委員会といたしましては、児童・生徒が安心して生活し、学べる環境をつくるために、これまで以上に学校、家庭、地域社会及び警察などの関係機関が主体的かつ相互に連携しながらそれぞれの責務を自覚して、いじめの根絶に向けて地域

が一体となった取り組みを推進できるような環境整備に努めてまいります。

このような取り組みを継続していく中で、条例制定の問題については、地域の声を十分に伺いながら検討してまいりたいと考えておりますので、議員のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） どうも答弁ありがとうございます。

まず、では逆から、3項目めの道路の部分から市長にお伺いをしていくわけですが、まず中島9号線、そちらのほうの部分なのですけれども、ここは本当に細かい事故が多ございまして、大きな事故にはなってはいないのですが、先ほど市長のほうも要望はしていただけるという、公安委員会のほうがどのようにとるかは別として、要望していただけるということ、大変心強く思っているわけですが、実際問題として私もむつ警察署のほうに行っておりますし、近隣の町内の会長さん方、まだきちんと正式にはお願いはしてありませんが、要望ということで皆さんからある種の同意をもらっております。そういう形で進めていければということで、警察のほうともある程度お話をしておりますので、最後の一番大きい部分、行政の部分から、かちっと要望していただけないかと。当然信号機の設置ですから、市がつくるわけではありませんので、結局要望という形になりますので、何とか書面、口頭でも結構ですので、市のほうからも危険箇所ということで要望していただきたいと思えます。

上野線・水木沢3号線の複雑な部分なのですが、確かに私もよく通りますが、信号機の設置はかなり難しいだろうと。坂道なものですから、冬場の大きいトラックが2台も並べば坂にかかって上がってこれないと。ましてや今度は渋滞になるという部分で大変厳しいかと思えます。

私も、その10月の現地調査のときは、たまたま同行させていただきまして見てきましたが、そのときに警察のほうで歩道、通学路を変更するということになるわけで、歩道橋のほうに通学路が変更ということをお伺いしておりました。

ただ、実際問題として、安全性はある程度確保できるものの、かなり遠回りになるような気がいたします。では、子供たちは本当に通るのかと。子供たちだけ考えればそういう形になりますが、一般の方々もやっぱりどうしても近いほうを通りたくなるのが人情でありまして、子供のほうとしては通学路という観点で様子をちょっと見させていただきながら、今後において余り需要がない場合は変更もあり得るのかと。変更といたしますか、再度検討していただければいいのかと、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） この部分の交差点、今佐賀議員のお話の緩やかなカーブの坂道というふうなこと、そして側道なんかがついて複雑であると。そして、冬場なんかはトラックなんかスリップしてとまってしまうと渋滞なんか起きると。そういうふうな課題、これは十分佐賀議員ご認識の中で、そして先般10月に通学路の変更をするというふうなことになりましたので、これは通学路ですと、教育委員会のほうから大畑小学校、中学校等々お話をさせていただくものと、このように思えますので、この形でヒーターのついている歩道橋、これをしっかり利用してもらいたいと、こういうふうに思えます。

遠くなったというふうなことはありますけれども、一方では近くなっているご家庭もいっぱいあるわけでございますので、安全確保のためにはぜひともこの通学路の変更に従っていただき、安全な歩道橋、これを使って横断をしていただきたいと思います、このように思うところであります。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） わかりました。当面ちょっと様子を見てみたいと思います。ただ、近くなった生徒いると。あそこら辺、市長、ちなみに小学校の生徒は、余りそっちのほうにいないのです。小学校の生徒は逆のほうにいます。これはちなみにですけども。

続いて、ジェネリックについてお伺いしたいと思います。かなり前向きな話でありがとうございました。私は、比較的むつ市は進んでいるほうかなと思っております。ただ、さっきも申したとおり、市長は管理者もやっていますので、よくよくご存じかと思いますが、弊害というのも当然これはあることは、私も承知しております。やはり少しでも使えるもの、使えるものという、ある程度血圧を下げるほうですとか、血糖値を下げるほうですとか、そっちのほうのものによく使われると聞いておりますので、少しずつ、長く長期に使うほうに使っていただいて薬価を下げっていく努力はやっぱりしていかななくてはいけないと思います。

ただ、年次計画、年次計画といいますが、数量ベースとか等々ですと上がっていきませんが、金額の部分で私はある程度定めていったほうがいいのではないかと。例えば本年度が極端な話3,000万円であったら、次年度は3,900万円とか、3割ですから、少しずつ上がって行って、最終的には1億円程度のを削減できれば、かなり財政的にも助かると思うのですが、この年次的な金額ベースの計画というのはいかがでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） このジェネリック医薬品につきましては、今佐賀議員お話しのように、強心剤とか血圧降下剤、血管拡張剤、高脂血症用剤とか7種類の慢性疾患、これ等に用いる薬剤のみ通知対象というふうな形でご通知を申し上げており

ます。そして、1カ月200円以上差額が出るような方々にはご通知を出させていただき、ジェネリック医薬品への転換というふうなことを促進しておるところであります。そういうふうな努力を積み重ねて、これからもやっていきたいと。そして、なるべく国で求めております30%以上のシェアをとるというふうな形で取り組んでいきたいと。さらなる使用促進、これを図っていききたいと、こういうふうに思います。

しかしながら、やはりこれは患者さんとお医者さんとの関係もでございます。そういうふうなところ、そしてまた佐賀議員壇上でご指摘があったように、3つの特許の中で物質特許だけが許可、許されていると、それ以外の2つについてはまだ許されていないというふうな部分、このところがやはり安全性に疑問がありというふうに佐賀議員壇上でお話をなさいましたので、そういうふうなところもしっかりこれ技術的にお医者さんと患者さん、そういうふうなところの指導を受ける中で、また患者さんがお医者さんにはなかなかお話しできないというふうなこともあろうかと思えます。そういうふうなときには、カードを提供しておりますので、そういうふうな形で普及促進に相努めていきたいと。それは、医療費の削減、また患者さんの負担減というふうなことにつながってくるものと、このように思いますので、行政側としてはそういうふうな取り組みをジェネリックの使用促進、これに努めていきたいと、このように思っております。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） ありがとうございます。やっぱり何とか国が示す、国が示すというのが全ていいわけではないのですが、少しでも高めて薬価の軽減等々に努めていただきたいと思いますので、今後もよろしくお願ひします。時々チェックを入れますので、またよろしくお願ひいたします。

一番最後の質問になるわけですが、今度は教育長にいじめの条例についてであります。私この条例を聞いたときに、いや、これだなと、勝手に自分だけ気持ちよくなったのです、思ったわけです。というのは、私が一番いじめに限らず子供たちに向かうその環境、親と保護者と地域の人たちが責任を持って子供たちを見ていくという部分で大変感心を受けました。さっきも言ったとおり、特筆すべきはさっきの3点でございますので、一番いい部分だと思っていたわけですが、比較的今の環境からいいますと、余り子供たちには関心がないとか、関心があったとしてもかかわりたくないという人が多いのではないのでしょうか。たまたま、今の中学生は怖いから注意すると何をされるかわからないとか言う大人の方もいらっしゃいますが、私はそうではないと思います。よく言葉では、地域が子供を育てるとか言いますが、それが具現化されていない。この条例をつくることによって、ある意味市民と保護者に義務化させるというのが私は一番のこの条例の重き、また深いところではないかと思って今回こういうふうにさせていただきました。確かに教育委員会等々の取り組みは、私も評価をさせていただきますが、やはりそういうある種の義務化ということで認知させると。こういう意味で、まずこの条例を出したわけですが、教育長、そこら辺の考え方と今後における条例化の進め方、また周りの方々とさっき協議すると言ったのですが、どのように考えていますか、進めていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 再質問にお答えいたします。

まず、可児市の条例であります。議員ご指摘のとおり、地域の子供は地域で育てる、そのためには学校や教育委員会だけではなく市全体で子供を見守って育てていくというようなことで、この条例大変意義のある条例であろうというふうに思

っています。そして、壇上でも申しましたけれども、一方条例があるなしにかかわらず、学校、そして教育委員会がその責務を負う、いじめの防止について責務を負うということは当然のことです。そして、条例を制定して市全体で取り組んでいくためには、当事者以外の市民も巻き込んで取り組もうという、そういう機運、これを盛り上げていかなければ、実効性のあるものにならないのではないかとこのように感じているところでございます。

議員ご指摘のとおり、可児市においては、過去に深刻ないじめがあったと。そのことからいじめは学校だけではなく市全体で取り組んでいこうと、取り組む問題であるということから、市全体での合意形成があったものだろうというふうに思います。教育委員会といたしましては、まずそのいじめの根絶に向けて、学校、そして保護者、地域の方々との連携強化を図り、その取り組みに対して市民の方から積極的にご協力いただけるような地域社会づくりに努めてまいりたいというふうに思います。そのことにより、地域総ぐるみで子供を育てようという機運が高まることで、より実効性の伴った条例制定に結びつくものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） はい、わかりました。

教育長、そちらにいじめ条例のサンプルか何かはありますでしょうか。さっき条例を制定しなくても認知させると言ったのですが、私は逆に条例を制定して認知させるほうが早いかと思っています。

まずおもしろいのが第6条の部分なのですが、保護者がいじめを正しく認識するとともに、子供に対していじめは許せない行為であることを説明し、これを十分に理解させるように努めなくてはいけないと。これは、保護者に対して、この条例

は教育委員会がつくったのではなくて市がつくったやつですから、これは日本で初めてですよ。本来は教育委員会がつくるものを、これは市がつくったやつですから、市長が肝いりでつくった条例ですから、日本で初めてというのがここなのですけれども、親に義務化させるわけですよ。保護者として、あなたきっちりと子供に認識させてくださいよと。それと連動して第8条の2項なのですけれども、学校は子供がいじめをなくすため主体的な行動をとるように子供に対して人権教育を行いますと。子供にも教育をするわけですよ。子供にもしっかりと学校が教えると。そして、今度子供は、自分が必ず、ただいじめに遭っただけではなくて、乗り越えるべき課題を捉えて、これを防ぐために人間関係をきちんとつくらなければいけないという子供にも義務化させるわけです。周知徹底、認知させていくといういささか骨の折れる、時間のかかることかもしれませんが、制定することによって、きっちとした手順を踏んでいくと、私はここに重きがあるかと思っております。

今までの条例ですと、どちらかという、周りにばかりさせるわけですが、今回は市民もそうですし、保護者もそうですし、その対象者である生徒、児童にもきっちりと義務化をさせるという部分がこの条例の一番大きいところかと思っております。そういう部分で、やはりしっかりとこの条例を制定した後に義務化をさせる、そしてそれをやっていただくという、ペナルティーなんかはありませんよね、当然ペナルティーはあるわけではないのですから。当然これをつくったときも可児市の方に聞いたら、ペナルティーをつけたほうがいいのかという意見も多数あったそうです。しかし、ペナルティーをつけるのではなくて、それは皆さんのそれこそ認知をさせていく中での気持ちの問題でやっていくという意見でまとまった

そうです。どうでしょう、いま一度先に条例化をしてきちんと認知させ、義務化をさせていくという考え方を再度教育長にお伺いしたいのですけれども。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） まず、今ご指摘ありました第6条、それから第8条の2項でしょうか、保護者に対する責務というのは、私たち学校教育の中でやはり保護者にこれはお願いしていかなければならないことだろうと。そして、そのことについては、十分であるというようなことは、今のところ大きな声で言うところまではいっていないなというふうな感じがしますが、そこについてはさらに努力していかなければいけないというふうに思っております。

そして、子供に対して、いじめをなくすための主体的な行動ができるように人権に関する教育を行いますというのは、しっかりとやっているというふうに捉えているところでございます。それをしながら、先ほど言ったような機運が盛り上がったときに条例を制定するという形になるのか、それから条例を制定してからということになるのか、もう少し検討する必要があるのだというふうに思っているところであります。

そして、条例につきましては、これは今教育委員会ではなくて市でつくったというふうなお話がございましたけれども、最近のいじめの報道等を見ていると、その報道を聞いて感じるのは、教育委員会や学校が当事者能力を失っているのではないかと、または隠蔽体質があるのではないかとといったような不信感がある、そういうことからこういう条例に結びついているのかなと、そういう捉え方もございます。もしそうであるとするならば、私たち学校や教育委員会としては、まず保護者や地域に対する説明責任だとか結果責任を果たしつつ、学校、保護者、地域が一体となっていじめの

根絶に取り組む開かれた教育行政、信頼される学校づくりをなお一層進めていく必要があるのではないかというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで、佐賀英生議員の質問を終わります。

午前11時まで暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎中村正志議員

○議長（山本留義） 次は、中村正志議員の登壇を求めます。15番中村正志議員。

（15番 中村正志議員登壇）

○15番（中村正志） 自由民主党、自民クラブの中村正志です。むつ市議会第214回定例会に当たり一般質問を行います。市長並びに理事者の皆様におかれましては、明快かつ具体的で前向きなご答弁をお願いいたします。

8月の近いうちに信を問うとの野田首相の発言から4カ月、12月4日公示、16日投開票の第46回衆議院議員総選挙のさなかであります。実に12もの政党が候補者を擁立し、各党がそれぞれの政策を掲げております。私も将来の日本のため、あすのむつ下北のために、棄権することなく思いのこもった貴重な1票を投じたいと思います。

それでは、通告に従い質問をいたします。

質問の第1は、むつ市の財政についてであります。むつ市は、平成22年度決算において、長年続いていた一般会計の累積赤字を解消することができました。平成23年度決算においては、単年度収

支で約3億1,000万円の赤字、さまざまな方策を用いて、実質収支では約1億1,000万円の黒字をどうにか確保することができました。自然の猛威に恐れをなしたところはあるものの、自主財源に乏しいむつ市の財政基盤の脆弱さを改めて認識させられたものと感じております。

また、宮下市長が常々言葉にされる「持続可能な財政運営」を実現するためにも、将来を見据えたきちんとした形でのむつ市の財政計画が必要であるとの思いも強くしているところであります。

平成17年に合併したむつ市においては、合併算定がえにより10年間は合併しなかったことを想定した普通交付税が保障されており、平成23年度では本来より多く交付されている額は18億円弱になっています。それが平成27年度からは激変緩和措置をとりながら、5年間で段階的に下がっていき、平成32年度には本来の交付額になります。単純に考えましても、現在の歳入が18億円も減少するということは、むつ市の財政が危機的状況になるということが容易に想像できます。そのためにも、将来に向けた具体的な対策が必要であります。

平成27年度から始まる地方交付税の段階的減少への対策についてお尋ねをいたします。この段階的減少は、どのような形で行われていくものなのか。また、減少した際の歳入の確保についてはどうするのか。同時に、歳出のカットや見直しはどうするのか。あわせてお尋ねをいたします。

次に、経常的経費の将来負担についてお尋ねをいたします。平成23年度におけるむつ市財政の健全化判断比率を示す数値は、全てにおいて改善されております。また、財政力の動向や弾力性などを判断する財政分析指標についても、ほぼ全て改善されつつあると言えます。ただ、その中で唯一気がかりなのが経常収支比率の高どまりであります。この数字は、財政構造の弾力性を判断する指標で、一般財源を経常的に支出する経費にどれく

らい充当されているかをあらわす数字であり、平成23年度では98%でありました。これは、財布の中に1万円あったとしたら、そのうちの9,800円は既に使い道が決まっており、自由に使えるのは200円しかないということでもあります。一般財源である地方交付税の段階的減少がすぐ目の前に迫っております。「持続可能な財政運営」のためには、経常収支比率の改善は避けて通れない大きな課題であります。

そこで、経常的経費の将来負担についてお尋ねをいたします。義務的経費である人件費、扶助費、公債費についての将来負担はどのように捉えておりますか。また、その他の経費である物件費、補助費、繰出金等についての将来負担はどのように捉えているのか。あわせてお尋ねをいたします。

財政の3点目は、公共施設白書の作成についてであります。自治体の将来的負担を考えたとき、公共施設の建て替えや大規模改修に要する更新コストは非常に大きな負担となります。また、投資的経費でもありますので、経常収支比率の高いむつ市にとっては、その捻出に苦勞することが容易に予測できます。

こうした中、全国の自治体の一部では、大きなストックとなった公共施設の横断的管理と老朽化に対応する計画的整備の必要性から、公共施設白書あるいは公共施設マネジメント白書の作成が行われています。この公共施設白書の特徴は、施設の実態を利用面、運営面、コスト面などを整理、分析することにより、さまざまな課題や今後の方向性が明確になることにあります。行政サービスにかかるコストと行政サービスを行う財産の両面から実態を把握し有効活用することで、最少の経費で最良の市民サービスを提供することができるものと思います。今後限られた予算を有効に活用していくためにも、むつ市において公共施設白書の策定が必要不可欠であると私は考えます。

そこでお尋ねをいたします。むつ市において公共施設白書をどのように認識しているのか。またその必要性についてはどう考えているのか。加えて、公共施設の将来負担についてはどのように把握しているのか。あわせてお尋ねをいたします。

質問の第2は、原子力政策と中間貯蔵施設についてであります。昨年、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故から1年9カ月が過ぎました。今もなお、ふるさとに帰れない人や、避難所、仮設住宅暮らしの人が数多くおります。遅々として進まない復旧復興、怒りすら覚えます。また、国の根幹をなすエネルギー政策、とりわけ原子力政策について、いまだ議論の入り口にあり、その将来像がはっきりとしないことに対し、強い不満と不安を感じております。

そこで、原子力関連施設の立地自治体の長である宮下市長に、国の原子力政策及び各党の掲げる政策について、また日本のエネルギー政策はどうあるべきか、ご所見をお伺いいたします。

次に、中間貯蔵施設についてお伺いをいたします。むつ市民の間には、福島第一原子力発電所の事故後、中間貯蔵施設を含めた原子力関連施設に対し、その安全性について不安視する人がふえております。中間貯蔵施設の安全性について、自信を持って市民に安全であると話すことができますか。市長のご所見をお伺いいたします。

また、本年3月に本体貯蔵建屋の建設工事を再開し、来年10月の事業開始に向けて工事が進んでおります。しかしながら、将来のエネルギー政策、とりわけ原子力政策がはっきりと定まらない現状において、むつ市として、むつ市民の感情として事業開始、使用済み核燃料の受け入れは可能だと思えますか。市長のご所見をお伺いいたします。

加えて事業開始、受け入れまでに必要とする担保や約束はどのようなものだと考えるか。あわせてお伺いをいたします。



質問の第3は、市民協働・参画のまちづくりとコミュニティについてであります。むつ市のホームページを見ますと、「地方分権の進展により、地方自治は自分たちのことは自分たちで決め、地域の個性を活かした市民と行政との「協働参画」による、市民主体のまちづくりが求められています」とあり、また市職員からの市民協働・参画の運用指針では、「もはや「ブーム」ということを乗り越えて「必須」となっている感さえある」と書かれております。そのためむつ市では、平成22年度から市民協働・参画の推進を第5次行政改革のメインテーマに掲げ取り組んでおります。

そこで、改めて市民協働・参画に取り組むむつ市の基本姿勢について、またこれまでの取り組み状況についてあわせてお尋ねをいたします。

市民協働・参画のまちづくりを推進するに当たり、そのパートナーとしての町内会の重要性は非常に大きいものと私は考えます。共助としても、その役割は大きいものと思います。しかしながら、現実問題として町内会に入らない人が増加傾向にあったり、町内会の運営が厳しいところも出てきているようであります。

そこで、むつ市内の町内会の現状についてお尋ねをいたします。現在の各町内会への加入率はどうなっているのか。また、市として町内会の抱える問題についてどのように認識しているのか。市民協働・参画のまちづくりにおいて、町内会は重要な役割を担うという認識でよいのか。あわせてお尋ねをいたします。

以上、壇上より1回目の質問とさせていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 中村正志議員のご質問にお答えいたします。

むつ市の財政についてのご質問の1点目、地方

交付税の段階的減少への対策についてであります。地方交付税は、国と地方の財源配分、地方の財源保障及び地方間の財政調整という3つの機能を同時かつ複合的に果たすものとして地方財政の重要な役割を担う制度であります。今年度予算における当市の地方交付税の総額は115億円と、歳入全体の約35%を占め、市税の約17%と並んで一般財源の大宗を占める極めて重要な財源となっております。これらの増減いかにによりましては、市の財政に直接大きな影響を及ぼすこととなります。

このようなことから、市町村合併が進められる中では、地方交付税の取り扱いに一定の配慮が行われておりまして、これがいわゆる普通交付税の算定の特例、合併算定がえであります。これは、合併後の市町村に交付される普通交付税の額が、合併年度と、これに続く10年間は合併前の市町村が存続すると仮定した場合に算定される額の合計額を下回らないよう算定することとされており、またその後5年間は激変緩和措置といたしまして、段階的に縮減されていくというものでございます。

今年度合併算定がえにより増加した金額は、臨時財政対策債分を含め約18億円となっておりますが、これを段階的な減少が始まる平成27年度以降の普通交付税に置きかえてみますと、平成27年度では18億円のうち約10%、平成28年度から平成31年度には約20%、平成32年度には約10%が前年度に比べ段階的に縮減されることとなります。前段でも申し上げましたように、地方交付税の動向は、今後の財政運営に大きな影響を及ぼすものでありますが、この状況を乗り切っていくことが「持続可能な財政運営」を掲げた私の大きなテーマでもありますことから、一般会計のみならず、特別会計や一部事務組合を含めた財政計画の中でしっかり対応してまいりたいと考えております。

まず、歳入の確保策としては、市税収納率の向上、受益者負担の原則に基づいた使用料並びに手数料の見直し、遊休施設等の有効活用、普通財産の処分等のほか、使用済み燃料を対象とした法定外普通税の新設を視野に入れた財源の確保等、あらゆる角度から歳入確保の道筋を探っていかなければならないものと認識しております。

さらに、歳出の面におきましても、定員適正化計画に基づき、引き続き人件費の抑制に努めますほか、現在取り組んでおります内部経費の抑制に加え、老朽化が進んでおります施設の統廃合等歳出削減努力を図ってまいりたいと考えております。

地方交付税の減少は、当市のみならず合併自治体にとりまして相当の財源不足を招くこととなりますことから、行財政改革の取り組みとあわせ、国に対しまして、市長会等を通じ組織的に財政支援を要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次のご質問の2点目、経常的経費の将来負担については、担当部長よりお答えいたします。

次は、公共施設白書の作成についてであります。かつて高度経済成長期の急激な社会の変化や人口の急増などに伴って、さまざまな公共施設が建設されてきましたが、これらの多くの公共施設は、建て替えの一つの目安とされる建設後30年を経過し、大規模修繕や建て替え等を必要としている状況にあります。しかしながら、近年の少子高齢化や景気低迷による厳しい財政事情等、地方公共団体を取り巻く環境は厳しさを増しており、限られた財源の中で施設の改修や更新を今後どのように行うかが地方自治体共通の大きな課題となっております。このため自治体においては、中長期的な視点による計画的な施設運営を目指した公共施設マネジメントの取り組みとして施設の有効活用、統廃合、適切な施設改修、運営形態の見直し等の

検討が行われているところであります。また、施設の現状や実態を住民の方々にお示しし、今後の公共施設に関する検討を行う基礎的な資料として、公共施設白書を作成している自治体も徐々にふえており、市民への情報提供や全庁的な情報の共有という点において有効な方法であるものと認識しております。

当市におきましても、多くの老朽化した施設を抱え、厳しい財政状況の中で、今後公共施設をどのように維持管理していくかは大変重要なテーマであり、政策調整会議の場で今後どのような方向で取り組んでいくか検討を始めたところであります。具体的な取り組みの第一歩として、今年度各施設の情報収集と現況把握から進めているところであります。

また、将来負担についてであります。公共施設の大規模な修繕や建て替え等を検討するうえにおいて、これが大きな財政負担となることは論をまたないところであり、後年度における公債費の増加等、将来の財政運営に与える影響を慎重に見きわめる必要があるものと考えております。

具体的に計画を進めるうえでは、財政運営計画との整合性が必要となりますことから、まずは現状把握と分析をしっかりと行い、今後の施設の再編、統合、再利用等公共施設マネジメントを進めていく中で将来負担等もお示ししていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、原子力政策と中間貯蔵施設についてのご質問にお答えいたします。まず、国の原子力政策についてであります。本年9月に新たなエネルギー・環境戦略が示されておまして、2030年代に原発稼働ゼロを可能とするようあらゆる政策資源を投入するとしながらも、核燃料サイクルについては引き続き従来の方針に従い、再処理事業に取り組むといった整合性に欠ける内容でありました。

なお、各政党が掲げる政策につきましては、現在衆議院議員総選挙期間中でありますことから、議場での発言は差し控えたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、日本のエネルギー政策はどうあるべきかについてであります。我が国のエネルギー自給率が4%しかないこと、石油等化石燃料のほとんどを海外に依存し、その多くの部分を占める中東諸国の政情が不安定であること、さらには地球温暖化による環境問題が深刻化している状況にあること等を考えますと、再生可能エネルギーの利用促進を図りながら、電力の安定供給が可能となるようさまざまな電源を確保していくのが最良ではないかと考えているところであります。これまで国へ要望してきたとおりで変わりはございません。

次に、ご質問の3点目、中間貯蔵施設の安全性についてであります。むつ市に建設が進められております中間貯蔵施設と同様に、乾式キャスクによる使用済み燃料の貯蔵施設は東海第二発電所と福島第一原子力発電所にありますが、両施設とも東北地方太平洋沖地震による激しい揺れに見舞われ、福島第一原子力発電所では津波も押し寄せておりますが、貯蔵されている乾式キャスクの健全性は確認されていると伺っておりますことから、中間貯蔵施設の安全性については十分確保されているものと認識しております。

次に、ご質問の4点目、中間貯蔵施設の事業開始についてであります。直近の工事進捗率が約79%となっており、来年10月の操業開始に向けて工事に取り組んでいるとのことですので、来年度の事業開始は可能であると考えております。

なお、操業開始までには新エネルギー基本計画や地球温暖化対策関係など原子力に関連するさまざまな施策が決定される予定にあることから、そ

れらを注視し、市民の安全安心を第一義として対応してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、市民協働・参画のまちづくりとコミュニティについてのご質問の第1点目、むつ市の基本姿勢についてお答えいたします。市民協働・参画とは、市民の力や地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを推進するための手段でありまして、より具体的に言いかえれば、市民一人一人が主役のまちづくりを実現するために市民の公益的活動等を支援しつつ市政への参画を促し、ともに地域の活性化を図ることです。そのためには、まず市民が市政に関心を持っていただくことが必要であります。適時に適切な媒体を持って情報提供を行い、市民が欲しいときに欲しい市政情報が得られるように広報体制のさらなる充実に努めることが大切と考えております。

第2には、市政に関心を持っていただいた方々の意見を酌み取り、生かす仕組みを構築することです。計画、実践、評価の各段階で、市民の参画を促し、さまざまな立場の方々の意見を市政に反映させていくことに意識的に取り組むことが職員の意識改革にもつながるものと考えております。

第3には、市民や各種団体が行っている活動の中で公益的活動であるものを捉え、認知し、必要に応じ支援することが必要と考えております。行政だけが公共のサービスを担っているわけではなく、地域の課題を解決していくためには市民を初めとした地域の力が不可欠であり、地域の公益的活動を支援し活性化させることは、地域力を高めることにつながります。

このように市民はもちろんのこと、町内会、NPO、各種団体等を巻き込みながら、市民協働・参画の取り組みを進めることが市民と行政の距離を縮め、お互い良好なコミュニティ環境や信頼関

係を築き、暮らしやすい「希望のまち・むつ市」をつくり上げていく礎となるものと考えております。

希望のまちづくり補助金や市民政策提案制度等既に本年度から実行に移したのものもありますが、市民協働・参画に向けた具体的な取り組みについては、今後さらに市民協働まちづくり会議において市民委員が行政職員とともに検討していくこととしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

なお、ご質問の2点目、これまでの取り組み状況については、担当から答弁いたします。

次に、むつ市内の町内会の現況についてお答えいたします。町内会の加入率につきましては、担当部長からお答えいたします。

次に、町内会が抱える問題についてであります。町内会長さんとは先月開催いたしました町内会長との懇談会を初め、さまざまな場面で抱えている課題や問題などについて直接お話を伺う機会があります。その中で一番の悩みは、町内会への加入世帯数の減少のようであります。これは、当市だけではなく全国的な傾向とも思われますが、要因としては核家族化、単身世帯の増加や近所づき合いの希薄化などが考えられ、町内会活動への参加者の減少や会費収入の減などにより、町内会活動が弱体化あるいは衰退化してきているとのことであります。

町内会は、市民の皆様にとりまして最も身近なよりどころとなる組織であり、少子高齢化等に伴う地域コミュニティの弱体化が大きな問題となっている昨今、暮らしやすいまちづくりを進めるためほどよいまとまりのある集団として、自助、共助、公助における共助を担う中心的な組織と認識しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 財政についてのご質問の2点目、経常的経費の将来負担についてお答えい

たします。

経常経費は、毎年度連続して固定的に支出されます人件費、扶助費、公債費、物件費及び補助費等をいいますが、これらの推移についてご説明をいたします。

まず、義務的経費の人件費、扶助費及び公債費についてであります。人件費は、数年来職員の事務量を勘案しつつ、定員適正化計画の達成に向けて退職者一部不補充に取り組んでおりまして、直近の計画では平成23年度から平成28年度までで28名の職員減を目指すこととしておりますことから、歳出の抑制効果はもうしばらく続くものと考えております。

扶助費につきましては、子供の人口減少が見込まれることに伴い、これに関係する歳出は連動して減少が見込まれますが、生活福祉にかかわる扶助費につきましては、経済情勢を反映して増加傾向が継続しておりますし、障害福祉に係る扶助費につきましても、介護関連需要の拡大に伴い増加傾向にあります。

また、消費税増税分を社会保障財源に充当するという施策や生活保護制度のあり方について現在議論がなされておるところでございますが、現行の制度でまいりますと、扶助費全体としては微増傾向が続くものと思われま。

次に、公債費についてであります。学校建設等の建設事業に伴う償還が始まりますことから、今後においても年度間における多少の増減はありますものの、しばらくは現状の水準で推移していくものと見込んでございます。

続きまして、消費的経費の物件費及び補助費等についてであります。物件費につきましては、おおむね32億円台で平準的に推移していくものと見込んでおりますが、一層の内部経費の節減に加えまして、指定管理者制度等外部委託の促進、あるいはそのシステム化により事務事業の効率化をさ

らに推し進めていきたいと考えてございます。

補助費につきましては、総じて70億円前後で推移していくものと見込まれますが、この中では下北地域広域行政事務組合及び下北医療センターへの負担が大きな比重を占めております。さらに、下北医療センターの経営状況が補助費負担の大きな変動要因となっておりますことから、これを見きわめたうえで適正な負担をしまいにしたいというふうに認識してございます。

以上、経常的経費の大まかな動きについて述べさせていただきましたが、安定した財政運営を達成するためには、やはり議員お話しのように経常経費の改善を図っていくということがポイントとなりますことから、先ほど市長から答弁がありましたように、課題をしっかりと受けとめ、中長期的な視点をもとに堅実な財政運営に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 市民協働・参画のこれまでの取り組み状況についてお答えいたします。

まず、今年度は市民への広報に力を入れております。市のホームページで市民協働・参画に向けた具体的取り組み状況をスピーディーに掲載しているほか、市民協働まちづくりテレビと称した動画で、わかりやすく取り組み状況を紹介しております。

また、毎月下旬号の市政だよりに記事を掲載しているほか、市民の皆様が目につきやすいようにトピックをまとめました「協働の風」と題した季刊紙、これはA3判の両面印刷で二つ折りになっておりますけれども、これをこれまで2回発行し、市政だよりに折り込みしております。

地域活動の活性化支援としては、各種会合等の折に町内会長や行政連絡員の皆さんへ地域活動の大切さと支援制度等をアピールするとともに、こ

としは「ご近所知恵だし会議」を開催し、実際に地域活動活性化へのお手伝いも行っております。地域活動の担い手が減少傾向にあり、活動の衰退を懸念されている団体も少なくないと思われませんが、この「ご近所知恵だし会議」は、講師の指導のもと、地域団体の方に人口や団体への加入状況のデータから5年後の状況を予想していただき、団体活動を活性化させる方策を出し合っていたくもので、大変好評でございましたので、来年度も規模を拡大しながら実施していきたいと考えております。

また、今年度立ち上げました地域の公益的活動を支援する希望のまちづくり補助金では、1次、2次募集を通して14件の応募があり、市民委員による審査の結果、10件、総額で210万円程度の補助を決定しております。同様に今年度から市民参画の典型的な制度として実施いたしました市民政策提案では、7提案10件中3件について研究課題としたところでございます。そのほか市民参画を促す制度として、今年度から計画や条例案にご意見をいただくパブリックコメントを統一的に実施しているほか、審議会や委員会等の附属機関での市民公募の状況や会議結果の公表状況等を調査し、今後調整を図ることとしております。

これらの市民協働・参画に向けた取り組み状況を踏まえつつ、8月に組織しました市民協働まちづくり会議では、17名の市民委員が月2回のペースで集まり、行政職員と一緒にグループワークで市民協働・参画の何たるかを勉強しながら、市民と行政のあり方や推進に向けた具体的取り組みをまとめる市民協働指針の策定作業を行っており、今後においては予算への市民意見の反映、自治基本条例の制定要否の検討という非常に難しいテーマにも挑むことになっております。

このような市民協働・参画の対外的な取り組みは、緒についたばかりでありますので、常に検証

しながら、よりよい取り組みへのステップアップを図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、町内会の加入率についてでございますが、現在市内に160の町内会組織がございますが、毎年各町内会から加入世帯についての報告をいただいております。これを住民基本台帳による世帯数をベースとして加入率を算出いたしますと、平成24年度では加入率は約70%となっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） ありがとうございます。それでは、順不同になりますが、再質問をさせていただきます。

まず最初に、原子力政策についてちょっとお聞きをしたいと思いますが、今市長が壇上で話をされたこと、私もそのとおりにというふうに感じている部分がたくさんあります。今のこのエネルギー政策、原子力政策に対します議論の仕方というのは、本当に国内ばかりに目が行っているとか、内向きの議論なのかなというふうに感じておまして、やっぱりそこには大局的なといいますか、世界的な視野がちょっと欠けているのではないかなというふうに感じております。何よりも中長期的に考えますと、やっぱりエネルギーの多様性といいますか種類、これはやはり確保しておかなくてはいけないものだと私は考えておりますし、そうすることによって、万が一そのどれかが途絶えたとしてもさほど日本に影響が出ない、やはりそういうふうな状態をつくっておくべきだと思っております。そういう意味においては、やはり原子力というもの、ある意味、先ほどエネルギーの自給率4%というふうなお答えがありました。言いかえれば自前の、国産のエネルギー源ということが言えるのではないかなというふうにも思っております。これは、私の個人的な意見で

ございます。

それらを考えた場合に、今後この国がどのように進んでいくかというのはちょっとわかりませんが、仮の話をする、多分市長はなかなかお答えが難しいとは思いますが、この原子力施設立地の自治体であるむつ市、中間貯蔵施設について、もし今後例えば再処理事業が停止になったりだとか、よく言われる脱原発だとか、原発依存が減少していくようなことがあるとするならば、中間貯蔵施設というのは必要なものであると考えますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 仮の、仮定のお話にはというふうなことをもう最初に中村議員がお話いたしましたので、仮定のご質問にはなかなかお答えはしづらいものであります。

そこで終わることもいいわけですが、あえてお話をさせていただきますれば、脱原発とか再処理事業のストップだとか、そういうふうなことは、中村議員個人的な見解としてお話をされた部分、原子力エネルギー政策について、これは全く私も賛同しているものでございます、中村議員のお考えに。そういうふうなことを考えますと、再処理事業をストップするとか、そして原発がただちにストップというふうな、そういうふうなことはあり得ないものだと、このように思いますので、そういうふうな仮定はなかなか、それに対しての答えは現在持ち合わせておりません。私は、最小限の原子力発電、これは安全を第一義にして進めるべきであり、再処理事業も継続をするべきであると。そして、所によっては、私は第2再処理工場、この部分も進め、そして高速増殖炉、この部分、今現在「もんじゅ」がありますけれども、その次世代機、そういうふうなものもしっかりと検討を重ねて、自前のエネルギー政策をしっかりと打ち立てていくべきだということは大臣等に

も政府高官等にもお伝えをさせていただいておるところでありますので、その部分でごしんしゃくをいただければなど、こういうふうに思います。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） やはり原子力関連施設でありますから、安全性という問題は絶対抜きにして語ることができないと思います。そういう意味でいきますと、先ほどのお答えにもありました原子力施設内での貯蔵施設、東海村とあと福島第一原子力発電所、これ震災の中にあっても全然大丈夫だったと。このことが意外と市民の皆様には知られていないのではないかなというふうな気がしております。この点については、やはり正確な情報として伝えていくべきなのではないかなというふうに思います。

先ほど仮の話につきまして、市長、お答えをいただきまして、ありがとうございます。私の個人的な考えといたしましても、もしそのような方向に進んだとしても、中間貯蔵施設の必要性というものはあるものと私は考えております。今回の震災でもわかるとおり、原子力施設敷地内の、特にプールで使用済み核燃料を保管しておくことの危険性、これは本当に皆様が感じていることだと思えますし、またいまだに決まらない最終処分の方式、これが決定されるまでのクッション的な役割としての中間貯蔵施設の役割もあると思います。それらを総合的に考えますと、中間貯蔵施設の必要性は変わらないものと私は考えますので、その点も申し述べておきたいなというふうに思います。

それでは、続きまして市民協働・参画のまちづくりのほうについてちょっとお聞きをしていきたいと思いますが、10年くらい前ですと、この市民協働という言葉というのはなかなか聞くことができませんでした。どちらかというと、市民参加というふうな言葉が多かったというふうに思います。この協働という言葉は、やはり市民参加に比

べて新しい、従来ではなかった言葉で、従来の共に同じという「共同」、あるいは協力に同じという「協同」ではあらかずことのできない活動が今言われている協力しながら働くの「協働」なのだろうと感じておるわけではありますが、ここで市民参加と、今出てきた市民協働の違いというのは、私も考えてよくわからないのですが、どういうものであると捉えていますか。お答えできればお願いしたいなと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 非常に難しいお尋ねでございます。市民参加と市民協働、これはどう違うのかというふうなこと、そしてまた市民協働は、この部分においては地方自治と、そういうふうなこの部分、この部分にまた及んでくるものと、このように思いますので、若干見解を述べさせていただきますと、こういうふうに思います。

市民参加は、10年、20年くらい前に、お話しのとおり、市民が行政活動に参加すると、単にそういうふうな意味合いのものであったと、そういうふうな感覚で捉えております。一方、市民協働というふうなことは、協力するの「協」と、働く、にんべんに動くということでの「働」と今お話しのように、その「協働」でございまして、英語では「c o」というふうな接頭語がつきますので、そういう意味ではプロダクションとオペレーションというふうな協力をしてやっていこうと、そういうふうなものによるものだというふうなことであり、さまざまな各自治体で取り組んでいる中でそういうふうなことでのこの協働というふうな部分は、さまざまに定義をされているというふうに伺っております、定義づけは。この部分でむつ市においては、昨年11月の市職員からの市民協働・参画運用指針の中で、市民協働・参画を一つの施策と捉え、「公共の課題において、市民や行政それぞれが主体となり、互いの立場や特性を認識・

尊重しながら、役割及び責任を分担して、共に協力し合い、共通の目的を達成するため行動すること」ということで、むつ市の定義として定義づけをしたところではありますが、非常にこれもまたわかりづらいというふうな部分がございます。

そこで、やはり地方自治というふうな大きな観点からこれを捉える必要があるのではないかと、このように思います。地方自治の本旨が住民の福祉の増進ということでありまして、それが地方自治法にうたわれております。この福祉というのも、「福」も「祉」も、これは幸福をあらわすという言葉だそうでございます。住民の福祉の増進というふうなのは、住民の幸福の増進にほかならない、こういうふうに思います。住民が幸福感、これを抱く地域をつくり上げていくために、医療、保健、福祉、教育、環境、その充実、そして文化、芸術、スポーツ、産業、観光、それらの振興というあらゆる分野において住民の望む方向での活動がなされることが必要となってくるものだと、このように思います。

このように考えますと、行政はこれらの活動のごく一部を担っているにすぎないわけでございます。住民の幸福の増進のためには、公益的な市民活動や各種団体活動に負うところが大きいということをまず職員がそれを認識するべきであると、自覚をしなければいけない、こういうふうを考えます。そのうえで行政としては、住民が望む施策を重点的に進めるために、計画段階からの市民参画を促進するとともに、市民や各種団体等の行う公益的な活動を住民の幸福の増進のための活動として、先ほど壇上でもお話をいたしましたけれども、認知をし、そして必要に応じて活動しやすいように支援するなどして、意識的に市民、そして団体とともに活動を高め合っていくこと、これが大事なもので、それが肝であると、このように思います。

そういう意味で、市民協働というふうなのは、市民、そしてまた団体、そして行政等がともに協力し合い、住民の幸福の増進という共通の目的を達成するために活動することと考えていただくと、そういうふうな結論に私は至っておるところであります。その活動が地域力の向上と地域の活性化につながるものであると。このような形で市民協働というふうな言葉を使わせていただき、それに一歩ずつ今さまざまな組織をつくり、そしてご提案を受け、そのご提案に対しての対応をどうするのかというふうな現在取り組みを進めておるところでありますので、非常に難しいところがありますけれども、そういうふうな意味で捉えていただければいいと、このように思います。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 丁寧な解説ありがとうございます。何か講義を受けているような感じをしましたけれども。

非常に定義づけというのは大変難しいのだろうなど。大体ぼやとした形で、こんなものなのだろうなどというのはあると思うのです。私が思うに、いろんなのを見たり調べたりするのでいくと、参加というのは何でしょう、市民の意見などに耳を傾けながら、最終的には行政のほうが意思決定をするというのが参加という形なのではないかなと。それに対しまして協働というのは、市長がおっしゃられたとおりに、市民と行政の関係というのは対等でありまして、両者協議をしながら最終決定を行っていく、そういうものなのかなと。市民と行政の対等性というのは、やはり大きく着目しなくてはいけない点だと思いますし、パートナーシップと、あるいは市民とのコラボレーションとでも言うのでしょうか、そういうのがやはり協働の要件なのかなというふうに思います。

そういう中において、市民協働を進めていくうえで、対等性の要件を満たすということは、や



はり大事なことで、そこは行政でも細心の注意を払っていかなければならないものと思います。何せ行政というのは、公権力を行使できるといいますか、認められておりますので、そここのところをやはり気をつけていかななくてはいけません。そういう意味において、説明にもありました、今後進められていくであろう協働の中においては、事業の執行過程だけではなくて、それこそ政策の立案過程でありますとか、評価の過程でありますとか、そういうふうな部分が出てくるのだらうと思います。そういうことにおいて、そういう場面場面、どのような場面においてもどういうふうに市民が協働することが可能なのか、ある程度あらかじめ示すといいますか、提示をし、またその手続が明確にされることが進めていくうえで大事になっていくのではないかなと考えますが、この点につきましては、現在どのように進めていこうというお考えがございますでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど担当からもお答えをいたしましたように、さまざまな形でのやはり懸念されているところは一方的に進めるというふうなところに中村議員懸念があって、そしてひとりよがりな市民協働という、そのフレーズが、我々がひとりよがりな考え、そして勝手に進んでいって困るというふうな趣旨のご発言だと思います。この部分においては、広報を徹底し、そしてさまざまな決定過程の中に多くの市民の方々に入っていただく形、そしてホームページ等を通じて、先ほど答弁をいたしましたけれども、ホームページでは市民協働まちづくり会議の様子、補助金の決定の様子、そしてペーパーベースでは「協働の風」とかそういうふうな形、ホームページをごらんになっていただければ、職員がアナウンサーみたいな感じでさまざまな取り組み、そういうふうなところを公開しております。これを徹底してい

かなければいけない。そして、多くの方々に参画をしてもらうと。そういうふうな機運を職員自身が、我々執行側の職員自身が意識をまず持つこと、そして大いに働きかけていく、こういうふうな取り組みを進めていく必要があると、このように思います。徹底した情報公開、そしてPRを進めていく中で、その意識が市民の方々に醸成されていくものと、このように期待をしております。

協働意識を与えるということではなくて、協働意識がまずしっかりと根づくような職員体制、そして市民の皆さん方にもその部分を意識してもらうようなPR、これに努めていきたいと、このように思っております。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） せっかくなので、もう一つのその懸念というのをお話をさせていただきたいのですが、協働をしていただけます市民の方に真摯に向き合うというのは、これはもちろん大事なことなわけですが、そうではない市民の方もいらっしゃると思うのです。そういう人方に進めていくことを、どのように了解をとればいいのか。要は一部の人だけとの協働というのには、やはりちょっと政策としては、進め方としては問題があるのではないかとこのように思っております。この答えにつきましては、時間がありませんので、今はいただきません。

町内会の加入率につきましては、平均して70%、町内会のほうでも加入率の低下に悩んでいるというお答えでございましたが、どうでしょう、これ、ふやすにはどうすればいいのでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 現在約70%の加入率というふうなことですが、やはりふやすにはどうすればいいかと。余り強制的にやっても、押しつけというふうなことになろうかと思っております。この部分では、非常にバランス、大切なものだと。しかしな

がら、この町内会というのは市民協働・参画、この部分では推進するうえで非常に大きな役割を果たしているという基礎的な組織だと、このように思います。特に災害時もあります。中村議員常にお話しの自助、共助、公助、そういうふうな部分の共助の部分、これは非常に大きな役割を果たす組織でありますので、この部分にはさまざまな手法を通じて加入の促進を図っております。現在転入の手続、これ窓口で行いますと、平成22年度に官民協働ということで取り組みをいたしました「市民便利帳」、これを配布いたしまして、この際に町内会の一覧表、これを折り込んで町内会の周知を支援するといったことですか、市政だより、ホームページに町内会加入を促す記事を掲載することができるのではないかとこのふうなことを今現在担当に検討を指示しております。そういうふうな形で、さまざまなツールを使いまして、手法を使いまして、そしてまたアパートにお住まいになる方々に対しまして、その大家さん、そしてまたその際の紹介をしていただく不動産業の方々にも、そういうふうな形で今後積極的に加入をしていただくようお願いをしていきたい。町内会長さんとの懇談の中では、例えばごみの処理の仕方だとか、そういうふうな部分でなかなか行き届かないところが、やはり町内会に加入していない方々が多いというふうな、そういうふうなところもよく聞きますので、これは町内会加入というふうなことは積極的に、押しつけないような形の中で、非常にこのあんばいが難しいと思いますけれども、取り組む必要があるものと、このように認識いたしております。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 間もなく時間ですので、最後の質問にさせていただきますと思います。

やはり町内会、強制はできないものと私も思います。いつぞやの新聞報道で、県内の他市で職員

の方の町内会への不参加の率が20%弱あったというふうな話も出ておりました。参考までです。

最後に、財政のほうについて1点だけお聞きをしたいと思いますが、公共施設白書につきましてお話をいただいたのでありますが、現在むつ市においては、それに近いようなことに取り組みされているというふうなお話であったろうと私は思っています。そういう中において、やはり将来的負担を考えますと、答弁にもありました今後の施設の統廃合、そういうふうな問題が出てくるのだろうなどというふうに思います。現状の投資的な経費を維持することが困難な状況におきましては、公共施設の全体の総量を圧縮せざるを得ないというふうな意見につきましては、市民の皆様も賛同していただけるものと思います。しかしながら、個々の地域の住民の今度理解を得るというのは、これはまた別な問題だと思いますが、その部分につきまして、最後何かお考えがありましたらお聞きしたいなと思います。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 公共施設白書につきまして、先ほど当市におきましても方向性はファシリティーマネジメントを進めたいという大きな目標は持っておりますが、実態といたしましては、今年度政策調整会議の場で今後当市においてその辺を具体的にどういうふうな方向で進めていこうかというふうなことで、まだ検討に入った状態でございます。でありますので、議員からは今後の将来負担というふうなことについてもお尋ねをいただきましたけれども、まだそこまでは検討に至っていないというのが実態でございます。

将来的な負担ということにつきましては、施設の総量を抑えることが肝要ではないかということも議員お話しのとおりだと思っております。そういう意味で、検討の中で具体的に各その施設の種類ごとの適正な配置ですとか、あるいは地域バ

ランスをどうするですか、そういうふうな部分も含めまして、具体の検討をしてみなければならぬと。

また、当市におきましては、財産の管理を担う部署として私ども財務部の管財課という部署がございますけれども、これを積極的に進めるということになりますと、単に財産管理にとどまらず、そういう戦略的な、組織的なまた対応というもの一つには必要になろうかと思っておりますので、その辺も見据えまして検討してみたいと思っております。具体には、総量の圧縮ということには、これを検討したときに、誰も反対を唱える者はいないと思っておりますけれども、ただ具体的に、ではこの施設、この施設となったときには、総論賛成各論反対ということの懸念もあるものですから、その辺を十分踏まえまして検討してみたいと、このように考えてございます。

○議長（山本留義） これで、中村正志議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

正 午 休 憩

午後 1時10分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎横垣成年議員

○議長（山本留義） 次は、横垣成年議員の登壇を求めます。2番横垣成年議員。

（2番 横垣成年議員登壇）

○2番（横垣成年） むつ市議会第214回定例会に当たり、日本共産党、横垣成年が一般質問を行います。市長初め理事者におかれましては、前向きなご答弁、よろしく願いをいたします。

まず質問の第1点目、教育についてであります。

教職員の職場の環境改善についてです。むつ市議会第211回定例会で私は、教師の負担解消を取り上げました。教育長は、土、日の大会等の引率に対し、次のように答えました。「また、大会等にかかわる教師の引率につきましても、教師の過度の負担とならないよう、振りかえ休日取得の対応などについて、市校長会等で働きかけていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます」と。しかしながら、聞くところによりますと、振りかえ休日はとれないという声がありました。私は、教師の負担解消はただちに是正すべきだと思っております。そして、生徒が楽しいと思える授業をするためにも、教師の研究、研修の時間確保は欠かせないものであります。その意味でも、研究、研修時間の十分な保証をすべきであります。振りかえ休日の直近の1年間の実態はどうなっているのかをお聞きいたします。

また、教師の負担解消の取り組みと同時に、教師の研修、研究の時間確保はどのようになっているのかをお聞きいたします。

教育についての2点目です。学校給食の無償化についてであります。現在児童の医療費の無料化と同時に給食の無料化も時代の流れとなっております。兵庫県の相生市は、2011年1月から無料化を実施いたしました。前橋市は、ことしから第3子以降は無料化といたしました。「こどもは地域のたからもの」という理念を持つむつ市も、ぜひとも無料化を検討すべきと思いますが、お聞きをいたします。

質問の2点目、原子力についてであります。その1点目、国の動向についてお聞きをいたします。原子力規制庁などの動きは、現在どういう状況になっているのでしょうか。そして、むつ市は国の動向に対しどのように思っているのかをお聞きいたします。私の前に中村議員が同様の質問をしておりますが、改めてお聞きをいたします。

原子力についての2点目であります。脱原発に向けたまちづくりについてであります。政府のエネルギー環境戦略会議の推移から見て、脱原発の流れは確実であります。よって、私は脱原発のまちづくりをむつ市は進めるべきではないかと思っております。しかし、むつ市としては脱原発はあり得ないと考えているのかお聞きいたします。また、どういう状況になれば脱原発の方向と認識するのかをお聞きいたします。

原子力についての3点目、その他の諸問題についてであります。諸問題の1つ目として、使用済み核燃料中間貯蔵施設の今までの地域経済への影響、例えば雇用だとか金額などはどうだったのかをお聞きいたします。

諸問題の2点目、使用済み核燃料中間貯蔵施設は来年10月から操業予定です。操業が確実なのかどうか、またどこの使用済み核燃料を持ち込むのかをお聞きいたします。ここの部分についても、中村議員と同様の質問であります。改めてお聞きをしたいと思っております。

諸問題の3点目として、2030年代までに原発を廃止するとすると、50年間貯蔵する中間貯蔵施設の使用済み核燃料は再利用することはありません。中間貯蔵施設は、再処理工場に搬入するための一時貯蔵施設という前提で建設されております。当初の設置目的と異なることとなります。むつ市としては、2030年代までに原発を廃止という前提であるならば、中間貯蔵施設への搬入を断るという立場なのかどうかをお聞きいたします。

諸問題の4点目、2030年代までに原発を廃止かどうか不明確な状況で使用済み核燃料の搬入を私は許可すべきではないと思っておりますが、ここの部分についてもお聞きをしたいと思っております。

諸問題の5つ目、下北半島の7市町村の原発推進の中心となっているのは宮下市長であります。下北半島の原発推進が隣の函館市民に大いなる不

安を与えているというのが現状であります。大間原子力発電所建設再開に対し、函館市長は裁判も辞さないとし、実際今の12月議会に2,500万円の提訴準備費を計上する予定であります。また、函館市議会では、大間原子力発電所建設の無期限凍結を求める決議を9月25日に上げました。まさに下北半島と真逆の現象が渡島半島で起きているわけです。むつ市としては、函館市民の不安にどのように対処し、責任を持つようとしているのかお聞きをいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

質問事項の1点目の教育につきましては、教育委員会から答弁いたします。

次に、原子力についてのご質問にお答えいたします。まず、ご質問の1点目、国の動向についてであります。本年9月19日に発足した原子力規制委員会は、規制と利用の分離の観点から、原子力安全・保安院が担ってきた安全規制部門を経済産業省から分離し、原子力安全委員会の機能も統合して安全規制に係る業務を一元的に担うもので、独自に行政処分なども下せる独立性の高いいわゆる3条委員会として環境省の外局に位置づけられております。

原子力規制委員会では、原子力安全行政に対する信頼回復とその機能向上のため、現在東京電力福島第一原子力発電所の安全管理を行っているほか、安全規制の面から原子力発電所の再稼働に必要な新安全基準の策定作業、防災関係では原子力災害対策に関する指針の策定作業、調査関係では原子力発電所敷地内の破碎帯の調査などを行っているとのことでもあります。

市といたしましては、原子力政策が国策である

以上、安全性についても政府が責任を負うべきであるという姿勢を明確に示す必要があるとの考えから、これまで下北、上北の関係8市町村長とともに国に対して要望活動を実施してきております。

現在原子力規制委員会において、新たな安全基準の策定に向けた作業が行われておりますが、中間貯蔵施設に係る安全基準等が示された段階において、その内容を確認したうえで説明会等の開催の必要性等について検討してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、脱原発に向けたまちづくりについてであります。9月に新たなエネルギー環境戦略が示されたものの、矛盾点が多く、現在中長期のエネルギー政策の指針を定めるエネルギー基本計画の策定作業が滞っている状況にあります。この計画の行方を見定めながら対応してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、その他の諸問題についてであります。中間貯蔵施設建設に伴う地域経済への影響については、雇用や工事費等だけで判断できるものではなく、職員や作業員の生活費や法人市民税、個人市民税など幅広い分野に波及することから、経済効果を金額で示すことは困難であります。その効果は大きいものと考えております。

また、中間貯蔵施設の操業時期と、どこの燃料を保管するかについてであります。直近の工事進捗率が約79%で、来年10月の事業開始に向けて安心安全を第一義に工事に取り組んでいるとの説明を受けております。また、搬入する使用済み燃料については、協定書にあるとおり、日本原子力発電株式会社、東京電力株式会社のいずれかです。

次に、2030年代までに原発が廃止された場合の対応については、これまでの新聞社などの取材に

も答えておりますとおり、使用済み燃料を再処理するまでの間という協定書の内容が守られなければ使用済み燃料の受け入れを断ることも検討しなければならないと考えているところであります。

最後に、函館市民の不安にどのように対処するのかについては、原子力施設の安全確保については、第一義的には事業者が責任を持って取り組むとともに、法令に基づいて一元的に安全規制を行っている国がその役割を果たしていくことが基本であり、国及び事業者においては、強い責任感と使命感を持って安全確保の徹底を図りながら対応していくべきだと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 横垣議員の教育についてのご質問にお答えいたします。

初めに、1点目のご質問、職場の環境改善についてであります。議員お話しのように、小・中学校においては、部活動の指導や対外試合による遠征の引率、部活動以外の業務においても、教員が週休日及び休日にも勤務することがあるわけですが、これらの際の諸手当の支給あるいは振りかえ休日等の付与の取り扱いにつきまして、先にご説明しておきたいと思っております。

詳細を申し上げますと、週休日等において、学校管理下で行われる部活動の指導や練習試合の引率業務に従事した場合は、部活動指導手当が日額で支給され、振りかえ休日の対象とはなりません。そして、同じく週休日等において対外運動競技等に児童・生徒を引率して行う指導業務に日帰りで従事した場合には、手当の支給ではなく振りかえ休日が付与されております。また、宿泊を伴う引率業務に従事した場合には、対外運動競技等引率手当を日額支給するほかに、振りかえ休日も付与されております。

次に、週休日の振りかえ期間についてですが、勤務を命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務を命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間及びその期間内に振りかえ等を行うことが困難な場合に限り、振りかえ期間後の直近の長期休業期間の末日まで取得することができます。平成23年度分について、市内小・中学校での部活動にかかわる週休日の振りかえの取得状況を調査いたしましたところ、中体連等で学校自体が振りかえ休業日となる日を含めまして、振りかえ休日の付与日数は小・中学校全体で延べ714日で、その全てについて振りかえ休日が取得されており、学校休業以外の振りかえ休日では、ほとんどが直近の長期休業期間に取得している状況であります。

一方、手当の支給状況は、平成23年度実績で、対外運動競技等引率手当及び部活動指導手当を合わせて延べ7,570日分が支給されております。したがって、週休日の勤務総日数に対する振りかえ休日の取得率は8.6%という結果となっております。

週休日に勤務した際に手当を支給するのか、あるいは振りかえ休日の付与とするのかにつきましては、県教育委員会がその対応区分を定めているところであり、市内小・中学校の教員に対しても、すべからくそれに従った対応がなされているものであります。

また、議員がご懸念されております教員の研究や研修の時間を十分に確保できているのかということに関しましては、平日の部活動を行わない日に計画的に校内研修を実施しているほか、長期休業中には集中的に各種研修を実施し、教員の能力及び資質の向上に取り組んでいるところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、学校給食の無償化についてのご質問にお答えいたします。学校給食の実施に当たっては、

学校給食法の中で必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する人件費及び施設設備の修繕費を設置者の負担とする、そしてその他学校給食に要する経費は学校給食を受ける児童生徒の保護者の負担とすると定められており、当市におきましても、法に基づいた経費負担により学校給食の運営を行っているところであります。この保護者にご負担いただいている経費、いわゆる学校給食費であります。これは食材に要する経費でありまして、子供たちが給食により摂取する食料そのものの実費でありますことから、基本的に受益者負担という考え方によるものであることをご理解いただきたいと存じます。

しかしながら、ご家庭の経済状態によっては、生活に窮しているご家庭もありますことから、生活保護家庭には教育扶助費として、また生活保護までに至っていないけれども、経済的に困窮していると認められる家庭に対しては、市の就学援助施策として学校給食費を給付していることは横垣議員ご承知のとおりであります。

ご質問では、経済的に困窮の方だけではなく、全ての児童・生徒を対象とした実施が厳しいようであれば、まずは第3子以降を対象にして給食費を無償化してはどうかのご提言がございました。確かに全国的には、議員おっしゃるように無償化を実施している自治体があるわけですが、その背景には少子化や過疎化を食いとめるための施策という側面もあるようでして、現在のところ全国的な無償化の流れというまでには至っていないように感じているところであります。

ここで、むつ市において全面無償化を実施した場合を仮定して、平成23年度の学校給食費の実績額から試算いたしますと、教職員と就学支援員等他制度からの給付分を除いたおよそ2億5,000万円が市費として必要となつてまいります。また、第3子以降の無償化、これは前橋市の例では、給

食費の支払いが3人以上ある世帯であります、むつ市ではおよそ150人の児童・生徒が対象となり、約1,000万円が必要となってまいります。教育委員会といたしましては、繰り返しになりますけれども、基本的には食については受益者の負担という考え方が適切であろうと思っておりますし、その中にある生活にお困りの方に対しては、市として支援を行っている状況であることをご理解いただきながらも、今後におきましては全国的な、あるいは県内各市町村の動向を見ながら研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 再質問させていただきます。

まず、質問の1点目の教育についてでございます。この振りかえ休日とっているのが、8.6%でしたか。ですから、ほとんどの方は、もし土、日に引率をすると、そのまま休みがとれなくてずっと続くという状況になっている現状が答弁からわかるということですが、こういう現状を教育長としては仕方がないというか、教師の負担は特にないというふうに考えているものかどうか、現状でこれでいいのだということの立場なのかどうかをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） ただいまのご質問にお答えいたします。

教員が週休日に部活動の指導等に従事した際に振りかえ休日を付与するのか、それとも教員特殊勤務手当を支給するのかというのは、先ほども申し上げましたように、青森県の教育委員会によって、そのいずれかになるかが定められているところでございます。週休日の勤務の大半が、その部活動の指導であります。この場合には、手当を支給することになっていることから、振りかえ休日

の付与にはならないわけであります。

そして、週休日に休めないという状況につきましては、小学校、中学校の校長会におきまして申し合わせをしております。例えば中学校では、校長会での申し合わせは、第1、第3日曜日は部活動を休止日とする、その他の週については土曜日、日曜日、いずれかを休止日とするというふうに申し合わせておりますし、また市内各中学校におきましては、週休日の土曜日か日曜日の練習については午前中または午後からということで半日というふうにしておるところであります。そういう申し合わせをしておりますが、試合が近づき、練習に熱が入りますと、この申し合わせを超えての部活動が行われているということを知っております。子供たちの強くなりたい、そして強くなってほしいという保護者の願いに応えたいというその教師の思いがそのようにさせているのではないかというふうに思っているところではありますが、いずれにしても、教員が週休日休めるように、この申し合わせを守るようお願いしているところではありますが、再度校長会を通じて確認をしていきたいというふうに思います。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 今の答弁ですと、申し合わせを守ってれば負担とはならないという立場であるということで、ちょっと再度そこを確認させていただきたいと思えます。

私が考えるに、申し合わせ自体が、ちょっとまだ先生の負担解消というレベルに行っていないのかなという、そういうイメージがあるのですが、そここのところもあわせて、例えば申し合わせを100%守ったとしてもなかなか負担解消はされないというふうになれば、当然県の段階でいろんな形で声を上げるということもすべきではないかなというふうにも思っておりますので、そここのところを再度ちょっとお願いいたします。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 申し合わせを完全に守ったとしても負担感は拭えないのではないかというようなことでありますが、週休日の土、日のうちの半日ということであれば、私はかなりの負担の軽減にはなるのかなというふうに思っているところでもあります。

そして、教師といいますのは、やはり子供たちのそういう願いや保護者の願いを何とかかなえたいというふうな習性がありますので、無理してやっているとところもあるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） とりあえず現状でよろしいという答弁であります。先日いじめの認知件数が去年の7万から14万という形で、かなり件数がふえたと。これは、調査のやり方にもかなり違いがあるのだらうと思えますけれども、青森県自身は791件から716件と大して変わらないのですが。こういう問題についても、むつ市にはちょっと当てはまらないかもしれませんが、背景にはやっぱり教員の多忙化があって、結局いじめを早期に発見することができないという、後手後手で回ってしまっているという分析もありますし、一般紙の調査では、7割の教員がいじめ対応の時間が足りないというふうな調査結果もありますので、むつ市には余り当てはまらないのかもしれませんが、一応こういうデータも紹介して、今後やっぱりそこら辺、きちんと見ていってもらいたいというふうに要望しておきます。

同じ教育についての2点目ではありますが、今後いろいろ他市町村の動向を見ながらというふうな答弁があったのですが、そういう形で今後見据えてほしいなど。急に無償化というのも、私もちょっと無理があるのかなというふうには思っており

ますが、ただ今そういう時代の流れになっているというのはぜひ市長にも認識してもらいたいなというふうに思っております。

答弁にもありましたけれども、相生市は少子化対策だとか、人口減少に歯どめをかけるとか、そういうことで、独自にこういう施策を打ち出したという背景もあるのです。だからやっぱり首長の判断が大きいのかなというふうに思っております。そういう意味で、市長については、やっぱりそこら辺の長期的な考え方を持ってほしいなというふうに思いますので、ぜひ市長のこれについてのお考えをお聞きしたいなと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 教育長の答弁に尽きるわけでございます。

ただ、そういうふうな形で、先ほど教育長の答弁の行間の中に私が感じたのは、食の部分が無償化するというふうな、これは全国で幾つかやっているところもあるということも、きょう初めて知り得たわけでございますけれども、食の部分まで無償化するというふうなことは、私は何か勤労の意欲まで、そして食の大切さとか、そういうふうなところまで、日本古来の、日本人が持っているそういうふうな精神風土まで壊されてしまうような思いを、今回の無償化を要求するというふうなこの部分で感じました。

答弁は教育長の答弁に尽きるわけでございます。私の感想を求められましたので、私の現時点での感想は以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 法的な形で対処するというのが教育長の答弁にもありましたが、その法的な部分を定めたのが文部科学省であります。その文部科学省の通知、実際もう無償化実施しているということは完全に保護者の負担でなくてもいいという、そういう法律になっているということなんです。



から、それを実施している市があるのですが、それがやっぱり事実、文部科学省の通知には、例えば保護者の経済的負担の現状から見て、地方公共団体、学校法人その他の者が児童の給食費の一部を補助するようなことを禁止する意図ではないと、そういう文言になっているということをちょっと市長には認識してもらって、ぜひそういう観点でもこのことを見てもらいたいなと、無料化についても考えてもらいたいなというのを要求しておきたいと思います。

それでは、質問の2点目であります原子力についてであります。答弁では、中間貯蔵施設にかかわるものの動きがあれば説明会等もというふうな答弁もありまして、ぜひそういう方向で検討してもらいたいと思います。

それと、答弁にもありましたけれども、今原子力政策、国のほうも本当に矛盾だらけ。これは、市長も当然十分認識しているかと思います。例えば答弁にもありましたけれども、原子力委員会新大綱策定会議、原子力大綱ですよね、今までの原子力政策は、この骨があって、その骨組みのもとで進めてきた、でもその骨がなくなっているのですよね、原子力政策で日本という国の。これは、答弁にも何かその部分触れておりましたが。そういう意味では、先がどうなるかわからないという状況は当然市長も認識だと思えます。

そこで、原子力規制庁の答弁もありましたが、これについてもいろんなものを、今耐震診断やったり、災害対策だとか、福島第一原子力発電所事故の後処理だとか、いろいろ検討し始めたばかりですよね。市長としては、この原子力規制庁のこの形の作業がどのくらいかかるというふうに思っておりますか。結局これがきちんとならない限り、当然前には進めないということですよ。ですから、そここのところ、市長としてはどういうふうを考えておりますでしょうか。ちょっとその原子力

規制庁の動きだとか原子力大綱が決まっていな。その部分で、どのくらいで大体めどが立つというふうに考えているか、これをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） どのくらいかかるのでしょうか、政府のほうから確認をしていきたいと、こういうふうに思います。さまざまなルートを通じてでも、なかなか今総選挙の最中でありまして、その経過を経た後で、来年のいつになるのか、これもまだめどが立っていないというふうに、本当にその骨格となりますエネルギー基本計画、これすらが策定作業が滞っているというふうなこと、先行きが私にはまだ見えておりません。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 市長としては、まだ先行きが見えていない。これは、市長でなくても国民全体がそう思っているということでもあります。

そして、今答弁もありましたが、エネルギー環境戦略会議というのも立ち上げられて、それこそ2030年代に原発を廃止すると。しかしながら、答弁にもありましたけれども、再処理事業は継続をします。大変矛盾しているのが両論併記というか、そういう形で並んでいるという状況。これは、市長も当然矛盾があるという答弁でありましたが、そういう状況だということですね。

そして、次に進みたいと思うのですが、そういう状況で、この状況がいつ解消されるかというのは、私はまだまだ時間がかかると思うのです。政権が変わったとしても。市長もどうなるかわからない。そこで……いや、市長もどうなるかわからないと言っている、原子力政策が。そういう状況の中で、市長、むつ市がただ黙っているという状況ではよくないと思います。だから、流れとしてはもう脱原発の方向に行っているのは間違いないと。そういう意味では、何らかの形でやっぱりむ

つ市としても脱原発のまちづくり、これをいきなりでなくてもいいから、少しずつやっぱりそういう方向でどんどん向かうべきではないかなというふうに思っていますが、この脱原発に向けたまちづくりという観点では、市長はどういう考え方をお持ちでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 黙っているのはおかしいというふうなご発言がございましたけれども、私は黙っておりません。必要最小限の原子力発電、これはしっかりと維持をし、産業の空洞化を招かないように、そしてLNGにしても、海外に負うところが非常に多いと、そういうふうな部分のエネルギーのセキュリティ、こういう安全保障と申しますか、そういうふうなところの部分、そして再処理したプルトニウムをどうするのかと、そういうふうな形、外交上の問題にもなっております。果たしてゼロというふうな、脱原発は2030年代に原発ゼロだよと。そしてまた、どこかの党は、多分横垣議員の所属する党だと思いましたがけれども、ただちにゼロと、こういうふうな趣旨のご発言、さまざま今噴出しておるわけでございます。ただちに脱原発、それから脱原発、卒原発、続原発とか、非常に言葉だけが踊っています。では、果たしてそういうふうな形になったときに、ではゼロになったら、あとどういうふうな将来展望が描けるのかと。そういうふうな具体的な議論がなされないままに二項対立、つまり続けるのか続けないのかと、そういうふうな非常に現実を見逃しているような議論が今進んでいるということはいかななものかというふうなことは私は常々発言はさせていただいておりますので、黙っているというふうな私に対する評価は、いささか見間違い、お聞き違いがあるのではないかなと、このように思います。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 黙っているという、ちょっと私の説明が足りなかったのですが、むつ市の施策としていろいろ年間300億円の予算がありますね。それで具体的にできることがいっぱいあると思うのです。そういう施策をそれなりに持って進めていってほしいという意味で、そこら辺で何もやらないという状況はよくないと。それなりにやっていますけれども、庁舎の省エネだとか、二酸化炭素を削減するだとか、そういう取り組みをしていますが、まだまだそこは足りないという意味で言っているわけです。

脱原発に向けたまちづくりという意味は、例えば省エネの推進だとか、循環システムの推進だとか、再生エネルギーの普及だとか、低炭素社会に向けた社会づくりとか、そういう意味なのです。ただ原発ゼロというのだけではなくて、やっぱりそこら辺も少しずつやっていくことによって、国がどっちに転んでも、むつ市としてはそれなりに例えば世界に貢献しているむつ市政を行っているということになるわけです、市長。そういう意味で黙っているということはよくないという意味で、どんどん打って、むつ市でやれることはどんどんやっていきましょうという意味なのです。そういう意味です。

（「答えます」の声あり）

○2番（横垣成年） いや、特に答弁は必要ないです。

そこで、次の原子力についての3点目の諸問題についてですが、地域経済への影響というのを算出するのが困難だというのは、これちょっと残念です。以前の議会では、中間貯蔵施設が、例えば全体で1,000億円でできると。土地だとか造成だとか建物にかかるのが大体300億円。その中で地域経済には何割か、2割になるか、3割になるかとか、そういう議論をした経過があるのです。その議論した経過があるにもかかわらず、今までど

のくらいの経済効果があるか算出できないというのは、これはやっぱりまずいですよ、市長。きちんとそこら辺算出して、データとして残しておかなくてはいけない。これ誘致するときには、そういう答弁あったのですから。このくらいの経済効果があるからいいものですよとか、推進しましょうと。私は反対いたしましたけれども、そういう形の説明があったものですから、そこがやっぱりどうなっているのかというふうに聞いたのですから、市長としてちょっと答弁、そこら辺もらいたいです。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 答弁の機会がありますので、先ほどのお尋ねに対しまして、さかのぼって発言をさせていただきたいと、こう思います。お許しをさせていただきたいと、こう思います。

当市では現在、本年度の当初予算でもそうですが、この3年くらいかけて、さまざまな形で自然再生エネルギー、これを大いに活用していこうというふうなことで大きな取り組みをいたしております。それは、やはり評価を、先ほど若干評価をしていただき、発言を私横垣議員から封じられましたので、議長でもない横垣議員から封じられましたので、そういうふうなことであえて発言をさせていただきますけれども、決して現状に甘んじることなく、これからどういうふうな世の中になっていくのか、まだはっきり見えません。その段階では、当然今大いに議論されている再生エネルギー、この活用をどうするのか。車もガソリン車、ディーゼル車ではなくて、横垣議員は何にお乗りになっているかわかりませんが、電気自動車を利用したり、さまざまな形の中で省エネ、エコと。電灯もLEDにかえると、さまざまなことでありますけれども、そういうふうな取り組みは着実に進めておるといふことを一言申し添えさせていただきたいと、このよ

うに思います。

中間貯蔵施設の地域経済への影響というふうなことでありますけれども、金額が幾らなのかというふうなお尋ねでありますけれども、何か横垣議員は、大きくそのスタンスを変えて、中間貯蔵施設は容認、しっかり進めていけというふうな私感じたわけがございますけれども、この部分は非常にご理解が深まったものと、このように感謝申し上げます。

そこで、雇用とか工事費。工事費は、当然事業者のほうからお聞きすればはっきりお示しはできるかと思っておりますけれども、雇用の部分も何人とか。しかしながらあれは、あの施設自体は、横垣議員も当時の議論に入ったのか、それとも先輩方が入っていたのか、ちょっと私は横垣議員本人だったのでしょうか、ではないと思うのですけれども、お二人の我々の大先輩がその議論に入っておられましたけれども、交付金の問題もあります。交付金がさまざまな形で、中間貯蔵施設にかかわる交付金、そしてまた県からのさまざまな形での県独自の交付金、核燃料サイクル交付金、そういうふうなものもトータルとすれば入れるものなのか入れないものなのか。そしてまた、企業連携というふうなものも、今現在中間貯蔵施設のRFS、リサイクル燃料貯蔵株式会社、そのところでは地元のために貢献しなければいけないというふうなことで、企業連携も進めるということもお聞きしております。そういうふうなことをやはり総合的な捉え方で見なければ、それが金額が幾らだからというふうなことで、ぱっとそれが経済効果というふうな、そういうふうなものではない。そういうふうなさまざまなことを、金額は、この事業費は聞けば当然わかりますけれども、そういうふうなことで、別の機会にお尋ねあった際にはお答えをいたしますけれども、総合的な形、当然産業連関表なんか使ってやっていかなければいけないと、

ここまで求められるのかどうか。そういうふうな部分での総合的な判断の中では景気を下支えていると。これは、中間貯蔵施設のみならず、大間原子力発電所、そして東通原子力発電所の工事、そして定期点検、そしてそこには当然人の流れもあります。物の流れもあります。そういうふうなこと、そしてまた六ヶ所村にお勤めになっている方もむつ市にはさまざま多くの方々がいるということもお聞きしております。そういうふうな形の中で産業として、その役割、原子力に関する産業として、非常にこのむつ下北に大きな貢献はなされているものというふうなことは否定できないと、このように思います。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 諸問題の2番目ですが、どこの使用済み核燃料を中間貯蔵施設に持ってくるのかという質問をしたところ、東京電力だとか日本原子力発電という答弁でありましたが、具体的にどこの原発からという意味ではお聞きしたのですが。これ当初の話だと、今事故を起こした福島第一原子力発電所がかなり満杯に近い状態であった。本来であれば、そこから持ってくるという話をちょっと私は聞いておりますが、ところがその使用済み燃料は、ああいう事故で、もうとてもキャスクに入れる状況ではないと。では、次の東京電力の使用済み燃料はどこにあるかというところ、柏崎刈羽原子力発電所、新潟です。あそこはまだまだ十分余裕があって、今はとまっているから、使用済み燃料は全然ふえていない。という意味では、東京電力は使用済み燃料を持ってくる必要がないのです、十分保管できるわけですから。だから、そういう意味では私は聞いたのです。そういう意味では、今必要性がない中間貯蔵施設に運ぶ使用済み燃料というのは緊急性がないのですよね。だから、そのところを聞くために、どこかということをお聞きしたのです。そういうことです、

私が主張したいのは。だから、今中間貯蔵施設に持ってくる使用済み燃料は、特に緊急性がないということをお聞きしたのです。

諸問題の3番目ですが、中間貯蔵施設、市長は50年後に第2再処理工場が稼働するのを期待していると言いましたけれども、前段で言いましたけれども、原子力大綱自身ができていない、そしてエネルギー戦略会議でも2030年代までに廃止をするとか言って、片や再処理工場は維持していく、稼働していくと両論併記しているわけですから、完全に今矛盾している状況。こういう状況で、市長は来年10月、その状況が解消されないまま来年10月の操業ということは、運び込むということですから、これを許可するということが、ちょっとそこは確認させてもらってよろしいですか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほどもお話をいたしましたように、9月に新たなエネルギー環境戦略が示されたものの矛盾点が多いと。この矛盾ということも、そして謎に包まれているというものも、実は私の発言でございました。当時、ことしの9月ごろでしたでしょうか、大臣からの、今お話しのように2030年代ゼロ、そして再処理事業は続けて継続していくと。矛盾、謎、これは私の発言によることでもありますけれども、非常に矛盾が多いわけです。これは、私の発言にご賛同いただいたものと、こういうふうにご感謝を申し上げたいと、こう思います。

その中で、現在中長期のエネルギー政策の指針を定めるエネルギー基本計画、この策定作業が滞っておりますので、この計画の行方を見定めながら対応していかなければいけないものであると、こういうふうな認識でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 市長は、再処理事業がだめに

なったら、もう搬入は許可しないというのははっきり答弁いたしました。ただ、今の状況は、継続するという文言が書いてあるけれども、2030年代に原発をとめるとなると、継続したとしても、その中間貯蔵施設に運ぶ使用済み燃料はエネルギー資源として貯蔵するわけですから、資源でなくなるわけです。ですから、そこは市長は推移を見ながら対応すると。その中では、この両論併記されている状況が来年10月までに解消されないという状況であれば、当然それは私は使用済み燃料の搬入は許可するべきでないと思っておりますが、市長、それはやっぱりこういう考え方でよろしいのですか。推移を見ながらという答弁ですけれども、間もなく1年、そう遠くない1年以内に来年10月がやってきますから。これは、やっぱり今ここで判断できませんか、そこは。両論併記のままでは搬入は許可できないと。両論併記のままでも搬入を許可するかどうか、そここのところはちょっと再度確認させていただきます。どっちなのか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 横垣議員のお話を伺っていますと、思い込み、そして決めつけというふうな形の中で、お一人で判断をなさって、私のちょっと意図しないようなその結論、私がそうだなというふうな、そういうふうな市民の皆様へ、そしてまた議場の中での刷り込みの手法が非常に多いのではないかなと、こういうふうに感じております。

そこで、私先ほど壇上でもお答えいたしましたように、2030年代まで原発が廃止された場合の対応については、これまでの新聞社などの報道にも答えておりますとおり、使用済み燃料を再処理するまでの間という協定書の内容が守られなければ使用済み燃料の受け入れを断ることも検討しなければならないというふうにお答えして、これは終始一貫こういうふうな対応をこれまでさせていただいておるところでございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） そこはきちんと、矛盾がある状態で搬入を許可するということは断じてしてはならないというのは強く要求しておきます。もし矛盾がある状況で搬入すると、そのままずっと置かれてしまいますから。ということは、もう中間貯蔵でなくなるという可能性も十分あるということで、そこはやっぱり責任重大な立場ですから、きちんと判断してもらいたいというのを要望させていただきます。

あと最後であります、下北半島が推進、しかし隣の北海道の南の渡島半島は原発は反対、大間原子力発電所は建設を再開するな、もう真逆の状況がこの隣り合っている地域で、市長も下北半島の7市町村の中心になっていろんな申し入れをしておりますが、渡島半島のほうも同じような状況なのですよね。例えば函館市長、北斗市長、七飯町長、松前町長、あと両市議会議員、七飯町、福島町の各議会議員、函館商工会議所会頭ほか経済団体、1次産業団体の代表ら14人が大間原発はやめろと申し入れをするとか、本当に真逆の現象です。こういう状況で、市長は国とか事業者が安全を確保するから、我々は推進をどんどんやってくれと要望していけばいいのだという答弁です。それでいいのでしょうか。当然市長も福島第一原子力発電所事故から何を学んだか、これ時間がないので、余り聞けないのですが、何か事故があれば、下北半島でとどまらないのです。これは、福島第一原子力発電所事故で十分認識したと思います。これからも原発推進するに当たっては、やっぱりそここのところも考えて、それこそ反対しているところがあれば、そこもしんしゃくしながら、原発については対応していかなければならないなというふうに思っておりますが、そここのところの答弁を再度お願いしたいなと。どういうふうに不安に応え、また責任をとろうとしているのか。全然責

任ないよと、向こうは向こうでいいのだよという立場なのかどうか。このところ、再度確認させていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほどもお話をいたしましたように、第一義的には事業者が責任を持って取り組むべきであり、その法令に従って一元的に安全規制を行っている国がしっかりとこの下北半島の対岸のほうにお話を、説明を重ねていくのが本来あるべき姿であろうと、こういうふうに思います。

福島第一原子力発電所の事故から何を学んだのかということでございますけれども、電気をつくるところで電気がなかったと、非常電源が確保されていなかったと。つまりこれは多層防護の精神、その思想が十分なされていなかったと。その部分においては、非常に大きな責任を感じてほしい、感じなければいけないし、起きてしまった事故、これを戻すことはできないわけでございますので、被災者のため、そしてまた汚された土地、この部分については、国と事業者の責任のもとで、国策でございますので、国の責任のもとで、しっかりとこれを除去し、また今避難している方々がもとの土地に一日も早く戻ることを念願をしているところであります。

またもう一つ、つまり電源が確保されなかったということで、その電源の確保のために安全対策を今急いで進めており、そして再稼働ができるかどうかというふうなことを原子力規制庁の中で、原子力規制委員会の中で慎重に審査を進めておるわけでございますので、その行方を我々は見守っていかなければいけない。中間貯蔵施設は、その部分においては安全対策、しっかりとっておりますし、またかつての原子力安全・保安院の対象外というふうな非常に安定した施設であるというふうなこと、それにもかかわらずさまざまな部分で

の安全対策を進めていると、そういうふうな真摯な態度、これは歓迎します。しかしながら、もっとも我々は関心を持ち、十分監視の目、これをつけていかなければいけないし、体制をしっかりと整えていかなければいけない。先ほどお話をしましたように、国の動向等を踏まえて、中間貯蔵施設に対してのもしさまざまな動きがあった場合は説明会を開くなり、事業者また国へ要請をしていかなければいけない。この立場はしっかりと守っていきたい、こういうふうに思います。

福島第一原子力発電所の事故は、非常に残念であります。しかしながら、その轍を踏まないような形のAP1000だったのでしょうか、原子力発電の炉が、原子炉が次世代機というふうな形でさまざまな技術力を結集して今取り組みつつあるというふうな現実もやはり見ていかなければいけないのではないかと、このように思っているところでございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） あと2分です。

市長のそういう立場はそれなりにやっぱり当然だなというふうに思いますが、さらにやはり今まで安全神話、ここにどっぷりつかってきた、そのところをもう少し真剣に考えてもらいたいし、実際今むつ市も何か原発に関する事業をやるとなると、全部推進側の学者ばかりが説明とか講師にやってくる。そのところは、きちんと反対派も賛成派も交えた、そういう形での原子力に対する説明会だとか講習会、そういう形でやっぱり設けてほしいなということも要望しながら、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、横垣成年議員の質問を終わります。

午後2時20分まで暫時休憩いたします。

午後 2時09分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎濱田栄子議員

○議長（山本留義） 次は、濱田栄子議員の登壇を求めます。13番濱田栄子議員。

（13番 濱田栄子議員登壇）

○13番（濱田栄子） 新生むつの濱田栄子でございます。むつ市議会第214回定例会におきまして、3項目5点についてご質問いたします。

1 項目めの林業政策であります。さきのむつ市議会第213回定例会におきまして、議員全員発議により「森林・林業再生プラン」に係わる具体的政策の推進を求める意見書が採択されましたことは、大変意義あることと感じております。現在林野庁は、平成26年度からの5年間の森林・林業再生プラン作成に着手しております。また、今後林野会計は一般会計となる見通しとなっており、林野政策の節目の時期に当たり、再度市長に森林・林業に対するご認識をお伺いいたします。

日本の森林面積は、国土の約66%、2,510万ヘクタールとなっております。約69%が民有林で31%が国有林となっております。当むつ市におきましては、全面積8万6,379ヘクタールの86%が森林面積となっております。その約20%が民有林で、80%が国有林となっております。したがって、国の林業政策は、直接的にも間接的にも地域経済を左右すると言って過言ではありません。

森林の持つ多面的機能は、もう十分ご周知のことと思われませんが、日々の私たちの家庭においても、天然のダムとも言われる森に蓄えられ、湧き出た水を企業局の細心の管理により安全で安心な飲料水として毎日安定的に供給されて恩恵を受けております。また、鉄分と植物プランクトンを含

んだ水は、森から川を伝い大海へと注がれ、動物プランクトンを育み、沿岸域では食物連鎖が始まり、良好な漁場が形成されています。資源をふやすことは漁業の発展のみならず、地域経済の発展につながるものと確信いたしております。

森林・林業計画は、5年ごとに見直しが行われておりますが、先般の東北森林管理局及び下北森林管理署による住民説明会の資料によりますと、林業計画の意義として、無秩序な森林の開発は、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害を発生させる原因となる。無計画な伐採は、森林資源を減少させ、林産物供給の面でも大きな混乱を来すおそれがある。また、森林の造成には、超長期の年月を要する。そして、国民経済に大きな影響を与える。そのため、長期的な視点に立った計画かつ適切な森林の取り扱いを推進することが必要とありました。全くそのとおりであります。これまでも基本計画どおりにいかなかった場面も多々あったものと思われ。森林の持つ機能は、先ほども申し上げましたが、私たちの生活に欠かすことのできない水を蓄える水源涵養機能、二酸化炭素の吸収と酸素の供給、大気保全機能、野生鳥獣保護機能等多種多様な生命を育むためには豊かな森は生命の源とも言えるでしょう。

その他木材の生産、国土の保全等森林にはさまざまな機能が求められております。次年度の森林・林業再生プランと現在のプランを比べてみますと、木材自給率の達成や作業道の整備、コスト削減等が大きく打ち出されておりますが、多様な生物たちのための豊かな森づくり計画が少ないように思われます。プランの内容をしっかりと把握し、次世代のための財産としての造林、育林、人間を含め多様な生物が生息できる豊かな森づくりの林業を提案すべきと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

2 項目めの海ごみが漁業に及ぼす問題について

て、2点ご質問いたします。海ごみ問題につきましては、さきのこども議会において、正津川小学校の松本空大君が、海の大好きな純粋な少年の視点で質問をしておられました。とても立派でした。また、19名のこども議員の皆さん全員がとても立派な発言をしておられました。彼らが大人になったとき、もっともっと住みよく夢のあるまちにしたいと心を新たにしたいところでございます。

私も水産のまちに生きる人間として、改めて海ごみ問題についてご質問いたします。当むつ市の長い海岸線の中から今回は主に津軽海峡に面する外海の問題についてお伺いいたします。

質問の1点目ですが、親潮と黒潮が交差する下北半島周辺海域は、北九州周辺海域と並び日本でも有数の漂着ごみの多い海域であると言われております。海流が混み合い、海ごみの集まる海域はまた好漁場とも言われております。今年度漁業への被害状況は報告されているのか、まず1点お伺いいたします。

海ごみの2点目ですが、漂着ごみを放置しておくことは、生態系に与える影響も大変危惧されます。景観もよくありません。海岸清掃を地域のボランティアに頼るだけでなく、定期的事業として企画するべきと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

3項目めの高齢者世帯の屋根の雪おろし及び除雪対策についてですが、2点お伺いいたします。ゆうべの暴風雪で少しですが、吹きだまりに遭ったご家庭もおありのことと思います。

まず1点目、玄関前の除雪に関しては、現在シルバー人材センターと連携し、朝6時から8時までの30分は300円、それ以降は200円と認識していますが、屋根の雪おろし対策に対してはどのような施策、サービスがあるのかお知らせください。また、低所得層への補助制度をつくるべきと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

2点目です。屋根の雪おろし除雪に対応できる業界、NPO、その他団体の情報提供を地区ごとに高齢者の方にわかりやすい方法で提供するべきと思いますが、お考えをお伺いいたします。

以上、3項目5点についてご質問いたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 濱田栄子議員の林業政策についてのご質問にお答えいたします。

森づくりの林業を積極的に国等に提案すべきところのご質問であります。議員ご承知のとおり、当市は約7万4,000ヘクタールの広大な森林面積を有しており、このうち約8割に当たる5万9,000ヘクタールが国有林であります。森林は、木材等の林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止等の機能を通じて国民生活と深く結びついてきたところではありますが、近年これらに加えて保健、文化、教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全、地球温暖化の防止や生物多様性への寄与など、森林の持つ多面的機能への期待が高まるなど、国民の要請は高度、多様化してきております。

このことから、国有林野事業の実施に当たっては、国民の意見を取り入れた国有林野の管理経営に関する基本計画に基づき事業実施され、下北森林管理署管内においては、森林の公益的機能を保ちつつ、木材資源の効率的な循環、利用に対応するため、杉など人工林の間伐等に努めながら、近年は年間約9万5,000立方メートルの林産物の生産が行われていると伺っております。

また、下北森林管理署管内の森林資源の状況は、天然林の資源量が必ずしも十分なものとなつてはいないほか、人工林の多くが間伐等の施業が必要な育成段階にあり、適切な間伐等の推進による整備保全と国産材の利用拡大による林業の再生を図っていく重要な時期を迎えているとも伺っております。



国有林野事業の実施の基本である国有林野の管理経営に関する基本計画は、10年を1期とする計画で、5年ごとに改定が行われる計画となっており、平成26年4月から平成31年3月までの5年間の森林整備計画を策定するため、先般当市において下北国有林の森林計画に関する住民懇談会が開催されたところであります。

国有林野事業を取り巻く環境も年々厳しさを増しておりますが、国有林で行われている森林整備事業などは、当市の林業の振興や林業関係者の雇用など非常に重要な役割を果たしていることと認識していることから、引き続き下北森林管理署等との連携を深めるとともに、今年度下北流域を代表し、私が発起人として立ち上げに参画した青森県国有林関係市町村長連絡協議会や下北地域森林・林業関係打合せなどの場で国や県に対し積極的に森づくりの重要性を要望、提案してまいりたいと考えております。

次に、海ごみが漁業に及ぼす問題についてお答えいたします。ご質問の1点目、今年度の漁業被害の状況については、担当からお答えをいたします。

ご質問の2点目、定期的事業として海岸清掃事業を企画すべきとのことですが、議員ご承知のとおり、本市の海岸線の総延長は約100キロメートル程度と、県内の市町村の中で最も長い海岸線を有しております。その海岸線の清掃については、道路側溝や公園、河川の清掃と同様に市民参加によるボランティアを基本とし、運搬に要する経費や、市民ができない部分については市が行っております。このため当市では、以前から市民ボランティアや各地区の小・中学校の児童・生徒さん、漁業関係者などにより継続的に海岸清掃活動が行われているところであります。この長年にわたる活動が高く評価され、脇野沢地区では脇野沢小学校、脇野沢中学校が、川内地区では川内中学校が、

またむつ地区では奥内小学校、近川中学校、むつ養護学校が東北地方整備局から海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰を受けているほか、城ヶ沢小学校、奥内小学校、近川中学校、むつ養護学校が全国海岸協会から海岸功労者として表彰されているところであります。

濱田議員ご指摘の津軽海峡における海ごみについては、海流により沿岸部に漂流してくることから、定置網などに被害をもたらすおそれがあること、沿岸の魚介類の産卵場に悪影響を与えること、磯根資源や砂浜の生態系を悪化させる等、さまざまなことが危惧されるところであり、漁場環境を保全することは、水産業、とりわけ沿岸漁業を推進する立場として重要な事項と認識しております。

大畑地区の海岸清掃事業については、大畑漁港、木野部漁港等の漁港区域や漁港に隣接する海岸の一部について、毎年海岸清掃に要する予算を計上し、実施しており、国土交通省海岸等については、海岸管理者や関係機関と連絡をとりながら、水辺のサポーター事業等の限られた予算の中で最大の効果を発揮できるよう、その都度タイミングを見計らって実施してきたところであります。これまでご協力いただいている方々のたゆまない活動に、この場をおかりし敬意を表しますとともに、今後はさらなる意識の醸成を図り、市民参加の輪を広げ、関係機関との連携をより一層強化しながら、海ごみの状況を適切に見きわめ、事業を継続してまいりたいと考えております。

また、海ごみ対策は、排出源の抑制も含めた全国的な対応が不可欠であり、国・県の関連事業を模索しながら、広くメッセージを発していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、高齢者世帯の屋根の雪おろし及び除雪対策についてのご質問の1点目、低所得者への補助

制度をつくるべきではないかについてお答えいたします。

まず、高齢者の除雪対策につきましては、高齢者等除雪サービス事業を平成12年度から実施しております。この事業の利用については、利用する全ての高齢者が活用しやすいように、30分につき200円、時間帯が早朝、夜間の場合は300円の利用料を負担していただいておりますが、市からも30分につき700円または900円の支出をし、多くの方が利用可能な料金を設定することで幅広く活用いただいておりますので、低所得者の方々への一定の配慮を行っているものと認識しております。

また、県内9市で実施している自治体と比較いたしましても、むつ市の高齢者等除雪サービス事業の予算規模は突出しており、しかるべき予算措置を講じております。

しかしながら、屋根の雪おろしにつきましては、私有財産の維持管理という側面もあることから、それに対して公費を投入することは行政の公益性あるいは妥当性という観点から少なからず疑念を禁じ得ません。また、県内他市においても、雪おろし対策に税金を投じている自治体はありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、屋根の雪おろし、除雪に係る情報提供についてであります。屋根の雪おろし、除雪を請け負う民間事業者等の最低限の情報提供につきましては、必要とする方への便宜を図るため、電話等の問い合わせに対しては、市で把握している民間事業者等の情報を随時提供しております。しかしながら、その情報を公の媒体に載せるということになりますと、市が公的に関与していない特定の事業者あるいは個人の営業行為にかかわる契約内容などの仲介やあっせんを市が積極的に行うことになりすし、場合によっては市が当事者間のトラブルに介入することにもな

りかねません。したがって、市民の方々に過度にお知らせすることについては慎重な対応が求められるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 濱田議員の海ごみが漁業に及ぼす問題について、市長答弁に補足説明させていただきます。

今年度海ごみによる直接的な漁業被害の報告は受けておりませんが、漂流物として流木が定置網に漂着した事例があったものの、漁網を破損させるなどの被害に及ぶことなく、漁業者によりまして陸揚げされ、漂流物として適切に処理されております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） まず、林業問題ですけれども、市長もご答弁くださいましてありがとうございます。市長は議長時代から、林業、森林問題には少しずつですが、ご認識を深めていただいておりますことに、まず感謝申し上げます。また、今年度の育樹事業でございますけれども、奥内で行われました。その際は、副市長がご参加していただきました。経済部長にもご参加していただきましてありがとうございます。

今回の森林・林業再生プランの案というものを、市長、まずごらんになりましたでしょうか、お聞きいたします。平成26年度からのものでございます。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） そのプランにつきましては、今ちょっと確認をしておりますけれども、読んだのか読んでいないのか、林業については少しずつではございますけれども、進歩しているということでお許しをいただきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） お忙しいので、少し資料に目を通して、お忘れになったと思っております。

今年度までのプランと比べますと、例えば営林署から森林管理署ということで名称が変わりました、10年ほど前です。そのとき大きく打ち出しましたことが水源の涵養、そして二酸化炭素の吸収、これは地球温暖化防止に貢献いたします。例えば二酸化炭素、私たち人間が1年間に吐き出す二酸化炭素は320キログラムと言われております。例えば一般家庭で1年間に出来る二酸化炭素6,500キログラムとも言われております。やはりそういう二酸化炭素、車は今ちょっと古いデータですので、きょうは発表いたしませんけれども、まず各家庭で二酸化炭素を出す量を吸収するのは、森林で約0.5ヘクタールが必要と言われております。やっぱり森林整備ということは、地球温暖化防止、先ほども申し上げましたけれども、私たちがこのむつ市において、本当に水に不自由することなく、昨年3.11の津波の際、災害の際停電になりました。そして、ちょっとした冠水とか災害もありましたけれども、私たちが大きなパニックを起こさなかったことの一つは、水がまずとまらなかった。その安心感が私たちを落ちつかせました。本当に私たちは、水道をひねると当たり前のように水が出る。それは当然のことですが、世界各地では、まだまだ水がきれいでない、そして不足しているという国々があります。日本は本当に水の国でこれまでの発展を見てきたものと思えますし、これからも水は重要な役割を果たすと思っております。その水の源は、まず森林であるということ、それをしっかりとプランを読んでも読まなくても、心にとめていただきたいと思います。

この次の5年計画が、若干この部分が薄れているところがございます。経済活動のみが大きく打

ち出されておりますので、まずそこを市長、これから読んでいただいても結構ですので、この森づくりが最も大切であるというこの林業のことをもう一度、自分のお気持ちでお答えください。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほどプランのお話がございましたけれども、現在策定中というふうなことで、私当然その部分においては、まだ目を通しておりません。しっかりと策定された段階で勉強を深めて、知識を深めていきたいと、こういうふうに思います。

水源についてのお話、お褒めの言葉をいただいたものと。これは、昨年3.11の際に、水道をひねると水が出たと。非常にこの部分でお褒めの言葉をいただき、公営企業局長初め担当が出ておりますけれども、感激をしているものと、このように思います。

しかしながら、一部には非常に困った事態もございました。停電が長かったものですので、その停電も一昼夜ということで、他地区に比べますと、非常にその部分で東北電力のご尽力があって早く解消されたわけです。それを今度一斉に開きますと、非常に水位が下がってきて、その部分で断水のおそれがあった。この部分において、市民のその地区の、地域の方々のご協力をいただいて、順調に供給できたというふうな報告もいただきました。その部分において、企業局の取り組み、そしてまたこれまでの先人たちが耐震性のある配管、こういうふうなところを進めてきたというふうなこと、これはやはり先人たちにも感謝の気持ちを持たなければいけないなど、こういうふうに思います。

そこで、水源の部分の知識を披瀝せよというふうな形だと思うのですが、私はやはりこの水源、森林の水源の涵養というふうな部分、この部分は非常に大切なものであるし、特に子供たち

がよく見る、読む、そういうふうなところで、小・中学生の教材にもなっていると思うのですけれども、あのブナに耳を当てると水の流れる音が聞こえると。あれこそまさしく森林の水源の涵養というふうな部分、これを非常に表現する文章でないかなと。私自身も読んだ記憶がございます。この部分において、水源を涵養するために、水の源をしっかりと保つために、森林をこれからも大切にしていかなければいけないという認識は、濱田議員、私以上にこれまで森林のサポーターだとさまざまな部分でご活躍なさっておるわけでございますので、今後さまざまなご指導をいただきたいと、このように思います。

CO<sub>2</sub>の問題も、やはりそういう意味での森林のCO<sub>2</sub>に対する対応能力というふうなこと、やはり森林を育てていくことによってCO<sub>2</sub>の減少、そして対応できる、そして水の源をつくっていくと、こういうふうなこと、さらには私が森についての一番すてきな言葉だと思いますのは「森は海の恋人」というふうなことで、当然そこで水源が涵養されて、そして養分を含んで陸奥湾に流れ込んでくると、あの陸奥湾の豊穡の海の中で育ったホタテなんかは、外海でつくられるものに比べて非常に甘みの、滋養性あふれるホタテになっているというふうなこと。それは、まさしく岩手県のほうで、三陸が今被害を受けましたけれども、もう20年、30年も前になるのでしょうか、私も学生時代にちょっと読んだ記憶がありますけれども、「森は海の恋人」というふうなことで、各大学が盛んに岩手県の山に入り、森を育てていったというふうな事業を今ふと思い出しました。そういうふうなことで、大切さということは十分認識しております。知識もこれから十分、一生懸命学んでいきたいと、こういうふうにあります。よろしくをお願いいたします。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） ありがとうございます。これから一生懸命勉強していただきたいと思います。申しわけありません。

それから、プランですけれども、プランができていないのは当然です、平成26年度からのプランでございますので。案の段階で、今提案していただかないと、そのできてしまってからでは遅いので、私今、きょうの質問に立ちましたので、そのところをよろしくをお願いいたします。林業問題については、市長ももう一生懸命森づくりの林業に取り組んでいただくということですので、これで終わります。

次に、海ごみでございませうけれども、今回漁業の被害はなかったということですが、ごみの量について把握しておりましたら、お知らせください。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 大畑地区における海岸漂着ごみの処理状況のお話かと思っておりますので、平成22年度、平成23年度、平成24年度現在までの量というふうなことをご説明いたします。

平成22年度は、回収量が6.4トン、平成23年度が33.8トン、平成24年度が9月現在までで22トンほど回収されてございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 平成22年度が6.4トン、平成23年度が33.8トン、平成24年の9月までで22トンということですが、まずこの海岸線、先ほどむつ市の海岸線100キロメートルあるとおっしゃいましたが、この海岸線歩いてみましたでしょうか。砂浜の護岸寄りには、むつ市の花でありますハマナスが群生して美しい海岸線を形成しております。そして、このごみですけれども、このごみが砂に隠れて、それがまたちょっと景観を悪くしております。やはりごみはもう徹底して回収していくと。そして、市長は予算面のことを考えて、なかなかこの事業化とか、事業ということについて、後ろ

向きにお考えと思いますけれども、やはりこれからは新たな事業をつくっていくということが必要ではないかなと思います。清掃も一つの立派な事業でございます。大畑地域では、大きいごみが出た場合は、その都度対応ということもお聞きはしておりますが、まずは定期的に清掃活動をして、そして大きなごみとか、急遽ごみが出た場合は撤去するという方法で、海岸線を一掃していくと。

私たちには何の財産がありますか。自然でございます。やはりこのむつ市の合併後の大きなテーマが「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」でございました。森を豊かにし、そして海岸線、漁業だけでなく景観も美しくしていく、これが私の大きな目標です。ですので、まずボランティアをして意識の啓蒙を図るということも、それもとても素晴らしいことです。先ほど小学校、中学校のご紹介ありましたが、私もそのことに関してはずっと認識をいたしまして、大変立派な活動であると思っておりますが、やはり地域として、例えば国道の雪が解けたら清掃活動があるように、やっぱり毎日とは申しませんが、季節季節定期的な、また清掃活動を入れていくということも必要ではないかと思っておりますので、市長からご答弁をお願いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今海岸線の漂着物のお話と、そして道路等の清掃までのお話が広がってまいりましたけれども、私は自然は、濱田議員お話しのように、次の時代、先の時代からの借り物であるというふうな思いをいたしております。ですから、借り物であるから、きれいに返していかなければ、次に持っていかなければいけない、こういうふうな基本的な気持ちがあります。我々何か本を借りたりして、それをちょっと汚して返すとかとなると、借りた先は非常に迷惑な思いをいたす、そういうふうなことがやはり自然についても、自

然環境についてもそんな思いを私はいたしておりますので、自然環境は次の世代からの借り物であるというふうな基本的なコンセプトの中で大切にしていかなければいけないし、汚れたものは撤去しなければいけない。汚れたものは、きれいにまたもとに戻しておかなければいけない。そういうふうな精神で今後とも取り組んでいきたいと、このように思います。

海岸清掃の部分では、新しい事業をするべきでないかというふうなご提言でございましたけれども、現在のところ、予算というふうなことは余り言いたくはございませんけれども、財政ということを余りお話ししたくはないのですけれども、平成23年度までは、これは地域グリーンニューディール基金事業というふうなことでさまざまな手を打ってまいりました。そして、まさしくこれはけさお話をしましたように、市民協働というふうな形の中で、これが実践されている場面が非常に多い事業が、ボランティア活動、これが進んでいるのではないかというふうに思います。つまり午前中お話ししましたように、我々行政が認知をすることによって協働もできるというふうなお話をさせていただきましてけれども、ここには例えばずっと続いておりますさまざまな各関係団体、これは清港会というふうな漁業者とか漁港関係者、漁協職員、そしてまた市の職員も入っていると。清港会の方たちが清掃活動、漂着物を回収し処理をしている。そしてまた、ふるさとが大好き会と、大畑町二枚橋に事務所を置く任意団体というふうなことで、平成23年には水辺のサポーターの認定を受けているというふうな活動。聞くところによりますと、濱田議員もこれにご参加をして、積極的に取り組んでおると伺っております。そういうふうな意味で、一つの市民協働の形の中で、これが進められているというふうなことで、今回さまざまなこのやりとりの中で、事業として私

は認知をさせていただきましたので、一つの大きなこれからの検討課題になってくるものと。しかしながら、子供たちも一生懸命やっているというふうなこと、大きなものが流れ着くと、それに対応しているということもお含みおきをいただければなど、このように思います。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 海岸線は、もちろん県の管理区域となっておりますので、私もそれは認識しております。ですから、県等と十分連携をとりながら、美しいむつ下北の海岸、全国にアピールできるような海岸を目指していきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。海ごみ問題については、これで終わります。

次に、高齢者の除雪対策ですが、きょうはもういきなり風とともに吹きだまりがあったところもあると思います。玄関前の除雪に関しては、私も知り合いがおりますので、6時から8時までの30分は300円で、それ以降は200円というサービスが行われていることは存じ上げております。ただ、屋根の雪おろしです。これは、市長今個人の財産に税金をかけるというお話をなさいまして、ちょっと足踏みをされました。

ですけれども、例えば先般お聞きしましたところ、ちょっと話題をそらしますが、介護保険の利用率をお聞きしました。そのとき脇野沢地区では16.4%、川内地区では18.2%、大畑地区では14.4%、むつ地区では18.8%でしたでしょうか、18.9%でしたでしょうか、介護の利用者がいらっしゃいます。それ以外の方は、自力でまず介護を受けずに頑張っていらっしゃるということです。そして、それ以外の方が全て高齢者のみの世帯かということ、それはそうではないと思います。ご家族と一緒に住まいの方もあろうかと思いますが、ただ先ほどの市長のご答弁の中に、日本人のあの精神とか風土というようなものという、この

気質というようなものを、前のご質問者の方ですけれども、ちょっとお話しされました。この高齢者の中には、最近生活保護ということがよく注目されたり話題になったりするのですが、生活保護以下の年金で生活なさっている方も私はいらっしゃるのではないかと感じております。そして、その日本人の美しい頑張る力、そんな気持ちで、本当にちょっと体不自由なのですけれども、一人で頑張っていらっしゃる高齢者の方。そして、どうしても女性の方のほうが平均寿命長いものですから、女性の高齢者の方が多いございます、地域を歩いてみますと。ですから、所得制限を設けながら、やはりそういう方に1年に1回だけでも雪おろしの、除雪の、全てとは言いません、半額なり少々の負担をするという考えにはなりませんでしょうか、ご答弁をお願いします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） やはりその部分においては、例えばの話ですけれども、濱田栄子氏所有の屋根、建物、その上に雪が積もりました、そのまま放置しておくとは非常に危険な状態になると、空き家でございますので、お住まいになっていると。この部分において、それを屋根の雪をおろすことに公的な部分のお金を使うというふうなことは、やはりさまざまな広がりが出てくると思います、こういう意味では。所得制限だとか、そしてまた年齢制限、そういうふうなものがあるかと思えますけれども、例を出して生活保護の方々よりも年金の受給で生活しているほうが所得が低いというふうなことがあるというふうなこと、これ現実にあろうと思います。そういうふうなところで、濱田栄子さんが所有している屋根の雪をおろすというふうなことは、先ほどお話をしましたように、行政の公益性というふうな部分、そこに公費を投入するというのはやはりちょっといかがかなというふうな思いを今いたしておるところでございます。

す。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 市長は、常に安全パイを切られる方でございますが、やはり市民のためには危険も冒すということも市長として大切なことではないかと思われまますので、それはさまざまな支援方法があるかと思ひます。そういう形をお願いしたいと思ひます。

それから、もう一つ、情報提供の仕方ですけれども、市長は仲介をするようで、中に巻き込まれるおそれがあるというようなことをおっしゃいましたけれども、それはないと思ひます。やはり業界等を仲立ちしていただいて、そういう情報をとってお知らせすると。これは、市が仲介するものではありませんと、情報提供のみですという文言を一言入れればいいと思ひます。そここのところ、もう一度ご答弁ください。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 安全パイばかりというふうなお話ございましたけれども、ちょっとこういうふうな議場の中でお話しするのはあれですけれども、私今マージャン全くやっておりません。そういうふうなことなのですけれども、やはり行政を進めるにおいては、安全に安全な方向というふうなところ、さまざまな公益性、公平性というふうなことを旨に進めるのが行政を預かる者としての姿勢ではないかと、こういうふうに思ひます。

さらに、雪おろしのこの部分においての情報提供の仕方でありまますけれども、行政としては情報を全く閉じているわけではございませぬ。相談があれば、この部分において提供させていただいております。例えば今それに対応できる業者さんというのは20件ぐらいあるそうでございますけれども、この部分についてはお困りになった方に対しては情報を提供させていただいております。例えば何とかの大工さんだとか、何とか建築屋さんだ

とか、そして何とかの屋根屋さんだとか、そういうふうな方々、その20名程度の、20カ所程度の事業所はご紹介をさせていただいております。この部分において、今度は一斉に市政だより等でお知らせをするということは、やはりいかがかというふうなことをお話をしているわけでございます。相談があったら幾らでも電話でも相談をいただければと、こういうふうな体制をとっているということ、きょう多分ラジオでお聞きになっている方も多くおられると思ひますし、また市政だより等でも、業者名はなかなかお知らせできませんけれども、屋根の雪おろし等についてお困りの方は、どうぞお尋ねしていただければ情報は提供させていただくという程度にとどめるわけでございますけれども、そういうふうな窓口はしっかり対応させていただきたいと、こういうふうに思ひます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） ありがとうございます。まず、でき得る限りの対応をしていただくということで、高齢者の皆様も安心していらっしゃると思ひますので、よろしくお願ひいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（山本留義） これで、濱田栄子議員の質問を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明12月8日及び9日は休日のため休会とし、12月10日は浅利竹二郎議員、村中徹也議員、鎌田ちよ子議員、工藤孝夫議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時08分 散会